



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年3月29日金曜日 第1343号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	379
愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則.....	380
愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	380
愛媛県男女共同参画推進条例施行規則.....	380
愛媛県立歯科技術専門学校運営規則等の一部を改正する規則...	381
愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則.....	381
栄養士法施行細則の一部を改正する規則.....	382
栄養改善法施行細則の一部を改正する規則.....	384
愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	384
愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....	384
愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則.....	386
愛媛県漁船法施行細則の一部を改正する規則.....	387
小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令施行細則の一部を改正する規則.....	388
愛媛県界谷川水門操作規則.....	388
愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則.....	389
愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則を廃止する規則.....	389
愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則.....	389

告 示

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報.....	390
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	390
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	394
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第7項の規定による知事の指定する電子計算機の指定.....	395
愛媛県立さつき寮運営規程の一部改正.....	396
愛媛県地方改善事業補助金交付規程の廃止.....	396
地籍調査の成果の認証.....	396
新たな土地改良事業の施行の認可.....	396
町営土地改良事業の施行の同意.....	396
農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....	396
愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程の一部改正.....	396
保安林の指定（2件）.....	400
解除予定保安林にする旨の通知.....	401
保安林の指定施業要件の変更.....	401
漁業免許の内容等の公示.....	401
公有水面埋立免許（5件）.....	403
港湾施設の概要.....	413
愛媛県管理港湾区域の一部改正.....	413
愛媛県が管理する三島、川之江港の港湾区域を定める件の一部改正.....	414
道路の区域変更（一般国道317号外）.....	414

道路の供用開始（ " ）.....	414
道路の供用開始（県道申中山線）.....	415
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	415
道路の供用開始（ " ）.....	415
開発行為に関する工事の完了.....	415
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）.....	416
道路の位置の指定.....	416
宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告.....	416

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	416
----------------------------	-----

教育委員会規則

愛媛県立図書館管理規則等の一部を改正する規則.....	417
愛媛県生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則.....	417
愛媛県立学校管理規則及び愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則.....	417

教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報.....	417
---	-----

人事委員会規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則.....	418
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	421
職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則.....	421
公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則.....	426

人事委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報.....	426
へき地等学校の指定の一部改正.....	427

公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程.....	427
公益法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理規程.....	427
愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....	427

雑 報

環境影響評価書について.....	428
海区漁業調整委員会指示（2件）.....	428

規 則

○愛媛県規則第11号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「監獄」の下に「（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）」を加え、同条第2号中「（昭和23年法律第168号）」を削る。

様式第3号6看護料の欄中

Table with 2 columns: 看護婦, 付添婦, その他 and 年月日から, 日間, 年月日まで. Includes a 'を' character to the right.

Table with 2 columns: 年月日から, 年月日まで and 看護師の資格, 有無. Includes a 'に改め' character to the right.

同様式13訪問看護医療費請求明細の欄中「保健婦、保健士、看護婦、看護師」を「保健師、看護師」に、「准看護婦、准看護師」を「准看護師」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則様式第3号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則様式第3号の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県規則第12号

愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則

愛媛県職員等表彰規則（昭和54年愛媛県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第13号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年愛媛県規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第2号1中

Table with 4 columns: 分離課税, 土地等の事業・雑所得, 短期譲渡所得, 長期譲渡所得, 株式等の事業・譲渡・雑所得. Includes a 'を' character to the right.

Table with 4 columns: 分離課税, 土地等の事業・雑所得, 短期譲渡所得, 長期譲渡所得, 株式等の事業・譲渡・雑所得, 商品先物取引の事業・雑所得. Includes a 'に' character to the right.

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第14号

愛媛県男女共同参画推進条例施行規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県男女共同参画推進条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県男女共同参画推進条例（平成14年愛媛県条例第10号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（愛媛県男女共同参画会議の委員）

第2条 愛媛県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）の委員（以下「委員」という。）は、再任されることができる。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

（会長及び副会長）

第3条 参画会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、参画会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 参画会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 参画会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考人）

第5条 参画会議は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 参画会議の庶務は、県民環境部男女共同参画局参画推進課において処理する。

(委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第15号

愛媛県立歯科技術専門学校運営規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立歯科技術専門学校運営規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立歯科技術専門学校運営規則の一部改正)

第1条 愛媛県立歯科技術専門学校運営規則(昭和46年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

(愛媛県立伊予三島看護専門学校学則の一部改正)

第2条 愛媛県立伊予三島看護専門学校学則(平成9年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

(愛媛県立農業大学校規則の一部改正)

第3条 愛媛県立農業大学校規則(昭和58年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第16号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1 10の部細菌検査の項の次に次のように加える。

大腸菌検査	同	1項目	1,320円
嫌気性芽胞菌検査	同	同	1,930円

別表第1 10の部クリプトスポリジウムオーシスト検査の項単位の欄中「同」を「1検体」に改め、同表11の部遊泳用プール水質基準試験の項試験項目の欄中「遊泳用プール水質基準試験」の下に「(理化学試験)」を加え、同項検体の量の欄中「及び滅菌入り0.1リットル」を削り、同項の次に次のように加える。

同(細菌検査)	滅菌入り0.1リットル	同	1,830円
同(消毒副生成物試験)	適当量	1項目	3,160円

別表第1 11の部海水浴場水質環境基準試験の項検体の量の欄中「同」を「1リットル及び滅菌入り0.1リットル」に改め、同項単位の欄中「同」を「1検体」に改め、同部細菌検査の項を削り、同部大腸菌群最確数検査の項検体の量の欄中「同」を「滅菌入り0.1リットル」に改め、同項単位の欄中「1検体」を「同」に改め、同表17の部アの項使用料金額の欄中「200円」を「170円」に改め、同部イ(ア)の項同欄中「1,520円」を「1,280円」に改め、同部イ(イ)の項同欄中「1,360円」を「1,200円」に改め、同部イ(ウ)の項同欄中「1,080円」を「960円」に改め、同部ウの項同欄中「560円」を「480円」に改め、同部オ(ア)aの項試験項目の欄中「酸素感受性蛍光センサーによるもの」を「抗菌菌分離培養検査1」に改め、同項使用料金額の欄中「1,520円」を「1,280円」に改め、同部オ(ア)bの項試験項目の欄中「その他のもの」を「同2」に改め、同項使用料金額の欄中「1,440円」を「1,200円」に改め、同部オ(イ)の項同欄中「2,640円」を「2,240円」に改め、同部カ(ア)の項同欄中「2,560円」を「2,160円」に改め、同部カ(イ)の項同欄中「1,280円」を「1,120円」に、「1,840円」を「1,600円」に、「2,560円」を「2,160円」に改め、同部キ(ア)の項同欄中「2,480円」を「2,080円」に改め、同部キ(イ)の項同欄中「4,480円」を「3,840円」に改め、同部キ(ウ)の項同欄中「5,360円」を「4,560円」に改め、同部キ(エ)の項同欄中「4,480円」を「3,840円」に改め、同表18の部ア(ア)の項同欄中「170円」を「150円」に改め、同部ア(イ)の項同欄中「440円」を「360円」に改め、同部イの項同欄中「170円」を「150円」に改め、同部ウ(ア)の項同欄中「400円」を「330円」に改め、同部ウ(イ)の項同欄中「640円」を「560円」に改め、同部エの項同欄中「2,400円」を「2,080円」に改め、同部カの項同欄中「2,800円」を「2,400円」に改め、同部キの項同欄中「330円」を「280円」に改め、同表19の部血液血液像の項同欄中「230円」を「200円」に改め、同部血液ヘモグロビンA1Cの項同欄中「600円」を「520円」に改め、同部血液血液型(ABO式、RH式)の項同欄中「250円」を「220円」に改め、同部血液クームス試験の項同欄中「380円」を「320円」に改め、同部血液総ビリルビン、アルブミン、総蛋白、尿素窒素、クレアチニン、アルカリフォスファターゼ、尿素、コリンエステラーゼ、-GTP、中性脂肪、無機成分等の項同欄中「120円」を「100円」に改め、同部血液膠質反応、クレアチン、グルコースの項同欄中「120円」を「110円」に改め、同部血液リン脂質、-リポ蛋白の項同欄中「170円」を「150円」に改め、同部血液総脂質、遊離脂肪酸の項同欄中「190円」を「160円」に改め、同部血液HDL-コレステロール、総コレステロール、トランスアミナーゼ(GOT、GPT)、P及びHPO₄の項同欄中「200円」を「170円」に改め、同部血液総鉄結合能、不飽和鉄結合能の項同欄中「210円」を「180円」に改め、同部血液C反応性蛋白の項試験項目の欄中「C反応性蛋白」を「C反応性蛋白(CRP)定性」に改め、同項使用料金額の欄中「200円」を「170円」に改め、同部尿糖定量の項同欄中「110円」を「90円」に改め、同部尿ポルフィリン定性等の項同欄中「120円」を「110円」に改め、同部尿蛋白定量の項同欄中「70円」を「60円」に改め、同部糞便ヘモグロビンの項同

欄中「480円」を「400円」に改め、同表20の部ウイルス抗体価測定の項同欄中「760円」を「720円」に改め、同部HTLV-1抗体(PA法)等の項同欄中「1,040円」を「880円」に改め、同部HIV-1抗体(EIA法、PA法)の項同欄中「1,440円」を「1,200円」に改め、同部HIV-1、2抗体(EIA法、PA法)の項同欄中「1,520円」を「1,280円」に改め、同部HSV特異抗原の項試験項目の欄中「HSV特異抗原」を「単純ヘルペスウイルス特異抗原」に改め、同項使用料金額の欄中「1,600円」を「1,520円」に改め、同部HIV抗体(IFA法、ウエスタンブロット法)の項試験項目の欄中「HIV抗体(IFA法、ウエスタンブロット法)」を「HIV抗体価精密測定」に改め、同項使用料金額の欄中「4,000円」を「3,440円」に改め、同部B型肝炎関連抗原抗体検査(HBs抗原)の項同欄中「350円」を「300円」に改め、同部同(HBs抗体)の項同欄中「400円」を「330円」に改め、同部HCV抗体価精密測定の項同欄中「1,520円」を「1,280円」に改め、同表22の部リンパ球幼若化検査の項同欄中「3,960円」を「3,200円」に改め、同部リンパ球サブセット検査の項同欄中「3,600円」を「2,480円」に改め、同部組織適合性検査(HLA-ABC型)の項の次に次のように加える。

同 (HLA遺伝子-Aロ-カス検査)		同	7,640円
同 (HLA遺伝子-Bロ-カス検査)		同	8,350円
同 (HLA遺伝子-Cwロ-カス検査)		同	7,840円
同 (HLA遺伝子-DRB1ロ-カス検査)		同	5,910円
同 (HLA遺伝子-DQB1ロ-カス検査)		同	5,500円

別表第1 22の部同(HLA-DR型)の項及び同(HLA遺伝子-DR、DQ型別検査)の項を削り、同部同(HLA遺伝子-DRBI型別検査)の項試験項目の欄中「DRBI型別検査」を「DRB1精密検査」に改め、同部同(HLA-MLC検査)の項及び同(HLA-CML検査)の項を削り、同表23の部染色体検査の項使用料金額の欄中「17,200円」を「16,000円」に改め、同部同(分染法)の項同欄中「20,400円」を「19,200円」に改め、同部細胞診検査の項同欄中「1,440円」を「1,520円」に改める。

附 則

- この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第17号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和25年愛媛県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「栄養士法施行規則」を「栄養士法施行令(昭和28年政令第231号。以下「政令」という。)、栄養士法施行規則」に改める。

第2条を削り、第3条中「第1条」を「第1条第1項」に改め、「別記」を削り、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(名簿訂正申請書及び免許証書換え交付申請書の様式)

第3条 政令第3条第1項又は第5条第1項の規定による栄養士名簿の訂正又は栄養士免許証の書換え交付の申請は、様式第2号によらなければならない。

第4条から第6条までを次のように改める。

(登録抹消申請書の様式)

第4条 政令第4条第1項の規定による栄養士名簿の登録の抹消申請は、様式第3号によらなければならない。

(免許証再交付申請書の様式)

第5条 政令第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付の申請は、様式第4号によらなければならない。

(免許証返納書の様式)

第6条 政令第6条第5項又は第8条第3項の規定による栄養士免許証の返納は、様式第5号の返納書によつてしなければならない。

様式第1号中「第3条」を「第2条」に改める。

様式第2号中「第4条」を「第3条」に、「栄養士免許証訂正申請書」を「栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書」に改め、同様式注を同様式注2とし、同様式注2の前に次のように加える。

1 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号2(2)を次のように改める。

(2) 栄養士免許証の発見

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第4条関係)

栄養士名簿登録抹消申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所

氏名

㊦

続柄

1 登録番号

2 登録年月日

年 月 日

3 登録を抹消する
栄養士の氏名

4 抹消の理由

死亡 ・ 失踪^{そう} ・ その他

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 栄養士免許証を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の栄養士法施行細則様式第 2 号の規定による栄養士免許証訂正申請書は、改正後の栄養士法施行細則様式第 2 号の規定による栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書とみなす。

○愛媛県規則第18号

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則

栄養改善法施行細則（昭和28年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（給食状況の報告）」に改め、同条中「病院にあつては毎月10日までに、その他の施設にあつては知事が指示した場合において」を「毎年 7月15日までに、」に改め、「、それぞれ」を削る。

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第19号

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和40年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「（第 4 条関係）」を「（第 4 条関係） 母子福祉資金貸付申請者調査書」に、「貸付の」を「貸付けの」に改め、

「 民生児童委員 又は母子福祉 協助員の意見	」
------------------------------	---

を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則様式第 3 号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第20号

愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業改善資金貸付規則（昭和51年愛媛県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中第 2 号の項を削り、第 3 号の項を第 2 号の項とし、第 4 号の項を第 3 号の項とし、同表第 5 号の項林業生産高度化資金の種類欄中「締結して」の下に「当該施業又は」を加え、「委託料の全額を一時に」を「委託料を」に改め、同項貸付金の限度額欄を次のように改め、同項を同表第 4 号の項とする。

間伐、保育その他の施業を委託する場合にあつては、委託料の支払に要する費用の100分の80 立木の管理を委託する場合にあつては、当該委託に係る森林 1ヘクタール 1年分につき 10,000円
--

第 2 条第 1 項の表第 6 号の項貸付金の限度額欄中

「 単線循環式軽架線を設置する場合にあつては、1セットにつき 1,900,000円
及び 小径木搬出用といを購入する場合にあつては、1セット（延長 100メートル分）につき 1,100,000円」

を削り、同項を同表第 5 号の項とし

、同表第 7 号の項林業生産高度化資金の種類欄中「又はツイン丸のご盤」を「、ツイン丸のご盤、木材乾燥施設、木材防腐処理施設又は集成材製造施設」に改め、同項貸付金の限度額欄中「パーカ」の下に「又はツイン丸のご盤」を加え、

「 ツイン丸のご盤で農林水産大臣が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、1セットにつき 12,000,000円」
を 「 木材乾燥施設、木材防腐処理施設又は集成材製造施設で農林水産大臣が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、当該施設の設置に要する費用 100 分の80 」に改め、同項を同表第 6 号の項とし、

同表第 8 号の項を同表第 7 号の項とし、同条第 2 項の表貸付金の限度額欄中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の

融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改め、同条第3項の表第1号の項林業労働福祉施設資金の種類欄中「自動枝打機又は油圧式立木伐倒機」を「又は自動枝打機」に改め、同項中

「

	油圧式立木伐倒機を購入する場合にあつては、1セットにつき	3,500,000円	5年以内(据置期間2年以内を含む。)
--	------------------------------	------------	--------------------

を削り、同表第5号の項貸付金の限度額の欄中「8,200,000円」

を「7,500,000円」に改める。

第11条第1項中「第4号」を「第3号」に改める。

様式第1号申請者の概要の欄中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

様式第2号(その2)を削り、同様式(その3)注1中「第3号」を「第2号」に改め、同様式(その3)を同様式(その2)とし、同様式(その4)注1中「第4号」を「第3号」に改め、同様式(その4)を同様式(その3)とし、同様式(その5)中「施業受委託導入条件整備資金事業計画書」を「施業受委託促進資金事業計画書」に改め、同様式(その5)総括表の欄中

森林面積		管理委託 契約年数 ② 年	管理委託 契約金額 千円	一括前払金額 ③ 千円	1年1ヘクタール当たり 前払金額 ③÷②÷① 千円
対象森林面積 ヘクタール	管理委託面積 ① ヘクタール				

を

森林面積			契約年数 年	契約金額 千円
対象森林面積 ヘクタール	うち施業委託面積 ヘクタール	うち管理委託面積 ヘクタール		

に改め、同欄記載要領中2を3と

し、1の次に次のように加える。

2 施業委託面積欄は、施業委託契約に基づいて施業を委託する森林の面積を記載すること。

様式第2号(その5)管理を委託する森林の内容の欄中「管理を委託する」を「委託契約に係る」に改め、同様式(その5)事業実施計画(管理委託契約内容)の欄中「管理委託契約内容」を「契約内容」に、

巡視	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
歩道開設	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
歩道改良	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
境界保全	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
報告	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回

を

巡視	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)
歩道開設	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)
歩道改良	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)
境界保全	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)
報告	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)
下刈	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)
除伐	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)

に改め、同様式(その5)注1

記載要領	1 事業が2年以上にわたる場合は、それぞれにあん分して記載すること。 2 ()内は、事業費予定額を記載すること。								

中「第5号」を「第4号」に改め、同様式(その5)注2中「青色、」の下に「施業又は」を加え、同様式(その5)注3中「管理委託契約書」を「委託契約書」に改め、同様式(その5)を同様式(その4)とし、同様式(その6)注1中「第6号」を「第5号」に改め、同様式(その6)を同様式(その5)とし、同様式(その7)総括表の欄記載要領2中「並びに」の下に「導入機械施設の」を加え、同様式(その7)注1中「第7号」を「第6号」に改め、同様式(その7)を同様式(その6)とし、同様式(その8)注1中「第8号」を「第7号」に改め、同様式(その8)を同様式(その7)とし、同様式(その9)を同様式(その8)とし、同様式(その10)を同様式(その9)とし、同様式(その11)を同様式(その10)とし、同様式(その12)総括表の欄中「グラウンド」を削り、同様式(その12)を同様式(その11)とし、同様式(その13)を同様式(その12)とし、同様式(その14)を同様式(その13)とする。

様式第5号(裏)林業改善資金借用証書特約条項第1条第3号中「第7号又は第8号」を「第6号又は第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に貸付けの決定を行った改正前の愛媛県林業改善資金貸付規則(以下「改正前の貸付規則」という。)第2条第1項の表第6号の項に掲げる資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現に改正前の貸付規則様式第1号、第2号(その5)、同様式(その7)及び同様式(その12)並びに様式第5号の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の愛媛県林業改善資金貸付規則様式第1号、第2号(その4)、同様式(その6)及び同様式(その11)並びに様式第5号の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県規則第21号

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県土地改良法施行細則(昭和40年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第3号注1(4)イ中「及び第5項の意見を記載した」を「の協議の経過を示す」に改め、同様式注1(4)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 土地改良法第5条第5項の意見を記載した書面

様式第5号注1(4)イ中「及び同法第48条第9項において準用する同法第5条第3項」を削り、同様式注1(4)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 土地改良法第48条第9項において準用する同法第5条第3項の協議の経過を示す書面

様式第5号注2(3)イ中「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改める。

様式第6号注2(2)イ中「及び同法第85条第5項において準用する同法第5条第3項」を削り、同様式注2(2)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 土地改良法第85条第5項において準用する同法第5条第3項の協議の経過を示す書面

様式第6号注2(2)に次のように加える。

オ 土地改良法第85条第7項の規定による意見書の提出があつた場合にあつては、当該意見書の写し
 様式第6号注3中「3の」を「4の」に改め、同様式注3(2)イ中「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改め、同様式注3(2)に次のように加える。

エ 土地改良法第85条の3第4項において準用する同法第85条第7項の規定による意見書の提出があつた場合にあつては、当該意見書の写し

様式第6号注4(1)イ中「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改め、同様式注4(1)に次のように加える。

エ 土地改良法第85条の3第4項において準用する同法第85条第7項の規定による意見書の提出があつた場合にあつては、当該意見書の写し

様式第6号注5(2)ウ中「同条第4項において準用する」を削り、同様式注5(2)エ中「同条第4項において準用する」を削り、「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改め、同様式注5(2)オ中「同条第4項において準用する」を削り、同様式注5(2)に次のように加える。

カ 土地改良法第85条の3第10項において準用する同法第85条第7項の規定による意見書の提出があつた場合にあつては、当該意見書の写し

様式第7号注2(5)イ中「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改める。

様式第9号注2中「2の」を「3の」に改め、同様式注2(4)イ中「及び同法第48条第9項において準用する同法第5条第3項」を削り、同様式注2(4)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 土地改良法第48条第9項において準用する同法第5条第3項の協議の経過を示す書面

様式第9号注3(5)ウ中「及び同法第48条第9項において準用する同法第5条第3項」を削り、同様式注3(5)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 土地改良法第48条第9項において準用する同法第5条第3項の協議の経過を示す書面
 様式第9号注4中「4の」を「5の」に改め、同様式注4

(4)イ及び同様式注5(6)中「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改める。

様式第11号注2(4)イ及び同様式注3(4)イ中「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県漁船法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県漁船法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県漁船法施行細則(昭和26年愛媛県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条の2第3項」を「第4条第3項」に改める。

第2条第1項中「第3条の2第5項」を「第4条第5項」に改め、同条第2項中「第3条の2第6項」を「第4条第6項」に改める。

第3条中「第3条の2第7項」を「第4条第7項」に改める。

第4条中「第3条の2第9項」を「第4条第9項」に改める。

第5条第1項中「第3条の2」を「第4条」に、「第7条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第3条の2」を「第4条」に、「しゅん工」を「しゆん工」に、「第7条」を「第8条」に改め、同条第3項中「第7条」を「第8条」に改める。

第6条中「第9条第2項」を「第10条第2項」に、「掲げる」を「規定する」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第7条中「第14条第1項の申請書」を「第17条第1項の申請」に、「第18条の請求書」を「第21条の請求」に、「第11条第1項の申請書」を「第11条第1項の申請」に改める。

第8条第1項中「法第11条の2の規定による検認の申請書」を「省令第11条の2第2項の届出」に、「よるものとし、省令第11条の2第1項の規定により知事が指定した期日の3週間前までに提出しなければ」を「よらなければ」に改め、同条第2項中「の申請」を「の届出」に、「申請者」を「届出者」に改める。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第2条関係)」に、「または」を「又は」に、「第3条の2第5項」を「(昭和25年法律第178号)第4条第1項」に、「㊦」を「㊧」に改め、「媛漁船建」及び「丸」を削り、「トン」を「トン」に、「および」を「及び」に、「メートル・メートル・メートル」を「メートル×メートル×メートル」に、「機関馬力」を「機関」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第2条関係)」に、「または」を「又は」に、「第3条の2第5項」を「(昭和25年法律第178号)第4条第1項」に、「㊦」を「㊧」に、「許可番号」を「許可番号」第

号」に改め、「媛漁船改 第 号」及び「丸」を削り、「トン」を「トン」に、「および」を「及び」に、「メートル・メートル・メートル」を「メートル×メートル×メートル」に、「機関馬力」を「機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号(第2条関係)」に、「または」を「又は」に、「第3条の2第5項」を「(昭和25年法律第178号)第4条第1項」に、「㊦」を「㊧」に改め、「媛漁船転」及び「丸」を削り、「トン」を「トン」に、「および」を「及び」に、「メートル・メートル・メートル」を「メートル×メートル×メートル」に、「機関馬力」を「機関」に改める。

様式第4号中「第3条の2第8項」を「第4条第6項」に改め、「媛漁船」及び「丸」を削り、「トン」を「トン」に、「メートル・メートル・メートル」を「メートル×メートル×メートル」に、「機関馬力」を「機関」に改める。

様式第5号中「第3条の2第9項」を「第4条第9項」に「建」改め、「媛漁船 改」を削り、「機関馬力」を「機関転」

「起工、進水及び起工進水及びしゆん工、改造工事の着手及び完成又は転用の予定期日」を「建造、改造又はその調達方法」に改める。

しゆん工、改造工事又は転用の予定期日」に改める。

様式第6号の1中「第7条」を「第8条」に改め、「媛漁船建」、「丸」及び「愛媛県 郡 町 市 村」を削る

様式第6号の2中「次の」を「、次の」に、「第7条」を「(昭和25年法律第178号)第8条」に、「愛媛県漁船法施行細則」を「、愛媛県漁船法施行細則(昭和26年愛媛県規則第22号)」に、

建造(改造)許可番号及び年月日	媛漁船第 号	年 月 日
許可を受けた者又は名称及び住所	愛媛県 郡 市	町 村

を 「建造(改造)許可番号及び年月日 第 号 年 月 日 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所」

に改め、「丸」を削り、「特殊設備及び直径」を「特殊設備及び性能」に改める。

様式第7号の1中「第14条」を「第17条第1項」に改め、「丸」を削る。

様式第7号の2中「第18条」を「第21条」に改め、「丸」及び「愛媛県 郡 町 市 村」を削る。

様式第7号の3中「第11条」を「第11条第1項」に改め、「丸」及び「愛媛県 郡 町 市 村」を削る。

様式第8号中「漁船登録検認申請書」を「漁船登録検認届出書」に、「漁船法（昭和25年法律第178号）第11条の2」を「漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第11条の2第2項」に、「申請します」を「届け出ます」に改め、「丸」を削り、「受ける希望場所」を「受けようとする場所」に改め、「愛媛県 郡 町 市 村」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成14年4月1日から施行する。
（経過措置）

- この規則施行の際現に改正前の愛媛県漁船法施行細則（以下「旧規則」という。）様式第1号から様式第8号までの規定により提出され、又は交付している書類は、改正後の愛媛県漁船法施行細則様式第1号から様式第8号までの規定により提出され、又は交付した書類とみなす。
- この規則施行の際現にある旧規則様式第5号、様式第6号の1及び様式第7号の1から様式第8号までの規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第23号

小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令施行細則の一部を改正する規則

小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令施行細則（昭和31年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小型漁船の総トン数の測度に関する政令施行細則

第1条から第6条までを削り、第7条第1項中「政令第2条第2項（政令第3条第2項において準用する場合を含む。）及び第9条」を「小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号。以下「政令」という。）第1条第1項」に改め、「検査又は」を削り、同条第2項中「検査又は」を削り、「省令第1条第1項の規定による船籍票交付申請書若しくは省令第3条第1項の規定による船籍票書換申請書又は愛媛県漁船法施行細則（昭和26年愛媛県規則第22号）第5条第2項の規定による漁船認定申請書を提出し、これと同時に省令第9条第1項」を「小型漁船の総トン数の測度に

関する省令（昭和28年運輸省令第46号。以下「省令」という。）第1条第1項」に、「小型船舶総トン数測度申請書を」を「小型漁船総トン数測度申請書に当該申請に係る小型漁船の諸元を記載した書面その他の総トン数の測度に関し知事が必要と認める書面を添付して」に改め、同条第3項中「検査又は」を削り、同条第4項を削り、同条を第1条とし、第8条を第2条とする。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

- この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 小型船舶の登録時に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年政令第383号）附則第2条第1項に規定する船籍票受有現存船に係る改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令施行細則第1条から第7条まで及び様式第1号から様式第3号までの規定の適用については、同項に規定する日までの間は、なお従前の例による。

○愛媛県規則第24号

愛媛県界谷川水門操作規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県界谷川水門操作規則

（趣旨）

第1条 この規則は、界谷川における室川からの洪水の逆流を防止するため、界谷川水門（以下「水門」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

（水門の操作）

第2条 水門は、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

- 通常の場合においては、水門に設置している主ゲート（以下「主ゲート」という。）を全閉しておくこと。
- 洪水時において水門の上流の水位が下流側の水位より高くなったときは、主ゲートを全開すること。
- 主ゲートを全開している場合において、界谷川の下流側から逆流が始まったときは、主ゲートを全閉すること。

2 前項の場合において、通常の場合とは洪水時以外において事故、清掃その他やむを得ない事情があり水門を操作する場合を除いたときを、洪水時とは水門に設置しているフラップゲートから界谷川の流水を流下させることが不可能となるほど出水したときをいう。

3 第1項の場合においては、水門の上流及び下流側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（水門の操作の特例）

第3条 前条の規定にかかわらず、事故、清掃その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において水門を操作することができるものとする。

（水門の操作に関する記録）

第4条 水門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 気象及び水象の状況

- (3) 操作した主ゲートの開度
- (4) 操作を行った者の氏名
- (5) 前条の規定により操作を行ったときは、その理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項
(洪水警戒体制の実施)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 水門に設置している水位計による水位が0.95メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき。
- (2) 松山地方気象台から西条市方面に降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、必要と認められるとき。
(洪水警戒体制における措置)

第6条 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 水門を適切に管理することができる要員を配置すること。
- (2) 水門及び水門を操作するために必要な機械、器具等の点検(予備電源設備の試運転を含む。)及び整備を行うこと。
- (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、水門の管理上必要な措置
(洪水警戒体制の解除)

第7条 洪水警戒体制は、第5条各号に掲げる状況が終わったとき、又は発生するおそれなくなったときに解除するものとする。

(水門の点検及び整備)

第8条 水門及び水門を操作するため必要な機械、器具等は、雨期においては毎日1回以上、その他の時期においては10日ごとに1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(日報等)

第9条 水門の管理に関する事項については、日報、月報及び年報を作成し、これを保存するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第25号

愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県立都市公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1 道後公園の部中球戯場の項の次に次のように加える。

駐 車 場	終 日	
-------	-----	--

別表第2 第5号南予レクリエーション都市公園の部御荘ブールの項金額の欄中「4,940,090円」を「5,796,400円」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第26号

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則を廃止する規則

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則(昭和57年愛媛県規則第38号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年3月31日において高等学校、大学又は高等専門学校に在学し、現に廃止前の愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例(以下「旧条例」という。)の規定により地域改善対策奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与を受けている者に係る当該奨学金の貸与については、廃止前の愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則(以下「旧規則」という。)第2条、第6条から第8条まで、第15条第4号から第8号まで及び第16条並びに様式第3号から様式第5号までの規定は、その者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。

3 旧条例の規定により貸与を受けた奨学金及び地域改善対策通学用品等助成金の返還については、旧規則第6条第3項、第9条から第13条まで、第15条第6号及び第9号から第12号まで並びに第16条並びに様式第3号、様式第4号及び様式第6号から様式第9号までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

○愛媛県規則第27号

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則

愛媛県県民文化会館使用規則(昭和60年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別表第2 照明設備の部57の項中「

500ワット	1台	200
--------	----	-----

」

を「

500ワット	1台	200
750ワット	1台	200

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 701 号

愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第25条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 3 columns: 口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容, 開示する内容, 開示請求をすることができる期間, 開示請求をすることができる場所. Rows include various tests like 愛媛県職員採用試験, 愛媛県臨時職員採用試験, etc.

Table with 4 columns: 試験名, 試験内容, 合格発表の日から期間, 実施機関. Rows include 保育士試験, 愛媛県立保育専門学校入学試験, 愛媛県立医療技術短期大学一般入学試験, etc.

○愛媛県告示第 702 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学工業株式会社
大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
代表取締役 米倉 弘昌
2 工場・事業場の名称及び所在地
住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
3 特定施設に関する事項
(1) 溶媒留去分離液ドラム

Table with 2 columns: 特定施設の種類の能力, 1日当たり16トン処理

工事の着工予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 578 最大 578
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.2 最大 7.2	

(2) 蒸留留液分離器

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1日当たり40.1トン処理	
工事の着工予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~10.0 最大 7.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 43,000 最大 43,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10

全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.800
	最大 5.800
全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01
	最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 19.2 最大 23.0

(3) 廃触媒抽出フィルター

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 八ろ過施設	
特定施設の能力	1日当たり10トン処理	
工事の着工予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~9.0 最大 7.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 500
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0~10.0 最大 5.0~10.0
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 10	

(4) トルエン回収塔

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 水蒸留施設	
特定施設の能力	1日当たり339トン処理	
工事の着工予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日	

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~11.0 最大 8.0~11.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,850 最大 2,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0~10.0 最大 5.0~10.0
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 650 最大 1,100
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 267 最大 320	

(5) ラクタム脱水塔

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 水蒸留施設	
特定施設の能力	1日当たり243トン処理	
工事の着工予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 240 最大 240
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 335 最大 335
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 9.4 最大 11.3
------------------------	-------------------

(6) 排水処理ペントガス洗浄塔

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 夕腐ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり1.2トン処理	
工事の着工予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	24時間連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~6.0 最大 4.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0~10.0 最大 5.0~10.0
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 170 最大 225
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 42 最大 50	

(7) 再生腐ガス洗浄塔

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 夕腐ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり51.6トン処理	
工事の着工予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 435 最大 522
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 33.6 最大 33.6

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 分離排水処理槽

着手予定年月日	許可後直ちに		
完成予定年月日	平成15年1月31日		
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日		
処理施設の種別	化学処理		
処理施設の型式	分離排水処理槽		
処理施設の構造	ステンレス		
処理施設の主要寸法(単位メートル)	直径 2.43 高さ 4.5		
処理施設の能力	1日当たり350トン		
汚水等の処理の方式	化学処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~11.0 最大 7.0~12.0	通常 1.0~2.0 最大 1.0~2.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,850 最大 2,000	通常 1,800 最大 1,950
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5~10 最大 5~10	通常 5~10 最大 5~10

	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 650 最大 1,100	通常 450 最大 1,100
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 271 最大 331	通常 273 最大 333

備考 処理後の汚水等は、過酸化水素分解槽で処理する。

(2) 過酸化水素分解槽

工事着手年月日	許可後直ちに		
工事完成年月日	平成15年1月31日		
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日		
処理施設の種別	化学処理		
処理施設の型式	過酸化水素分解槽		
処理施設の構造	ステンレス		
処理施設の主要寸法(単位メートル)	直径 3.0 高さ 3.5		
処理施設の能力	1日当たり450トン処理		
汚水等の処理の方式	化学処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~2.0 最大 1.0~2.0	通常 4.0~5.0 最大 4.0~5.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,800 最大 1,950	通常 150 最大 470
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5~10 最大 5~10	通常 5~10 最大 5~10
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 470 最大 1,100	通常 420 最大 1,100
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 273 最大 333	通常 354 最大 430

備考 処理後の汚水等は、活性汚泥処理施設で処理する。

(3) 脱硝装置付堅型加熱炉

工事着手年月日	許可後直ちに		
工事完成年月日	平成15年1月31日		
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日		
処理施設の種類	燃焼処理		
処理施設の型式	脱硝装置付堅型加熱炉		
処理施設の構造	鋼鉄		
処理施設の主要寸法(単位メートル)	直径 6.775 高さ 31.85		
処理施設の能力	1時間当たり23トン処理		
汚水等の処理の方式	燃焼処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~10.0 最大 7.0~10.0	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 43,000 最大 43,000	通常 - 最大 -
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5~10 最大 5~10	通常 - 最大 -
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5,800 最大 5,800	通常 - 最大 -
	全リン(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 19.2 最大 23	通常 0 最大 0	

(4) 活性汚泥処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日
処理施設の種類	生物処理
処理施設の型式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥処理
処理施設の構造	鉄筋コンクリート
処理施設の主要寸法(単位メートル)	縦 127 横 85 高さ 6.7

処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~9.0 最大 2.0~10.0	通常 7.0~8.0 最大 8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 740.8 最大 1,043.0	通常 183.7 最大 224.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 468.5 最大 939.0	通常 37.6 最大 70.0
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,000	通常 200 最大 250
	全リン(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 38	通常 10 最大 13
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 17,960 最大 24,000	通常 17,960 最大 24,000	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量
西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.7 最大 8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 18.5 最大 35.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30.0 最大 69.0
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 39.9 最大 50.0
	全リン(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 247,516 最大 327,000	

○愛媛県告示第703号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第

110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友化学工業株式会社
代表取締役 米倉 弘昌

- 工場・事業場の名称及び所在地
住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

- 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第24号イ、ロ、二、ホ、第27号イ、ロ、ハ、ヌ、ル、第32号イ、ロ、二、第33号ロ、ハ、ヌ、第35号イ、ロ、ハ、第37号イ、ロ、ハ、二、ホ、ヌ、ヨ、タ、第46号イ、ロ、二、第71の4号、第74号

- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法等の変更

- 特定施設に関する事項
活性汚泥処理施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~8 最大 8.7	通常 7~8 最大 8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 188.6 最大 224.0	通常 183.7 最大 224.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 38.6 最大 70.0	通常 37.6 最大 70.0
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250	通常 200 最大 250
	全燐(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13	通常 10 最大 13
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,496 最大 24,000	通常 17,960 最大 24,000

- 汚水等の処理施設に関する事項
活性汚泥処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~9 最大 2~10	通常 7~8 最大 8.7	通常 3~9 最大 2~10	通常 7~8 最大 8.7

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 754.1 最大 1,043.0	通常 188.6 最大 224.0	通常 740.8 最大 1,043.0	通常 183.7 最大 224.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 480.4 最大 939.0	通常 38.6 最大 70.0	通常 468.5 最大 939.0	通常 37.6 最大 70.0
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,000	通常 200 最大 250	通常 800 最大 1,000	通常 200 最大 250
	全燐(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 38	通常 10 最大 13	通常 30 最大 38	通常 10 最大 13
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 17,496 最大 24,000	通常 17,496 最大 24,000	通常 17,960 最大 24,000	通常 17,960 最大 24,000

- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

- (1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.7 最大 8.7	通常 5.5~8.7 最大 8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 18.5 最大 35.0	通常 18.5 最大 35.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30.0 最大 69.0	通常 30.0 最大 69.0
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 39.9 最大 50.0	通常 39.9 最大 50.0
	全燐(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 246,866 最大 327,000	通常 247,516 最大 327,000

- (2) 東総合排水口
変更無し。

○愛媛県告示第704号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第7項の規定により、知事の指定する電子計算機を次のとおり指定し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

独立行政法人製品評価技術基盤機構に設置される愛媛県の使用に係る電子計算機

○愛媛県告示第 705 号

愛媛県立さつき寮運営規程（昭和39年 6月愛媛県告示第 495号）の一部を次のように改正し、平成14年 4月 1日から施行する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 2 条第 1 項中「要保護女子」の下に「及び配偶者からの暴力を受けた女性」を加える。

第 3 条中「職員」を「、職員」に、「守り、忠実に更生に務めなければ」を「守らなければ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 入寮者のうち要保護女子は、忠実に更生に務めなければならない。

○愛媛県告示第 706 号

愛媛県地方改善事業補助金交付規程（昭和36年11月愛媛県告示第 920 号）は、平成14年 3月31日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県地方改善事業補助金交付規程の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 707 号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
伊予三島市	村松町	平成12年度から平成13年度まで	伊予三島市の地籍図及び地籍簿

○愛媛県告示第 711 号

愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程（昭和40年11月愛媛県告示第1037号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第13条中「仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 8 号）により」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による報告は、事業実施年度の翌年度の 6月15日までに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 8 号）により行うものとする。ただし、同日までに仕入れに係る消費税等相当額が確定していない場合は、事業実施年度の翌々年度の 6月15日までに報告するものとする。

別表第 1 林業山村活性化林業構造改善事業の部 2 産地形成型林業構造改善事業の項及び同部 3 資源活用型林業構造改善事業の項を削り、同表経営基盤強化林業構造改善事業の部 1 担い手育成型林業構造改善事業の項⁽¹⁾ 経営体育成型林業構造改善事業の目経費の配分の変更の欄 2 及び同目事業の内容の変更の欄 2 中「別表第 2 の五の⁽¹⁾」を「別表第 2 の三の⁽¹⁾」に改め、同項⁽²⁾ 事業体育成型林業構造改善事業の目経費の配分の変更の欄 2 及び同目事業の内容の変更の欄 2 中「別表第 2 の五の⁽²⁾」を「別表第 2 の三の⁽²⁾」に改め、同部 2 木材供給圏確立型林業構造改善事業の項⁽¹⁾ 事業費の目経費の配分の変更の欄 2 及び同目事業の内容の変更の欄 2 中「別表第 2 の六」を「別表第 2 の四」に改め、同部 3 森林活用型林業構造改善事業の項を削り、同表地域林業経営確立型林業構造改善事業の部 1 地域林業経営集約化型林業構造改善事業の項⁽¹⁾ 事業費の目経費の配分の変更の欄 2 及び同目事業の内容の変更の欄 2 中「別表第 2 の八」を「別表第 2 の五」に改め、同部 2 資源循環利

川内町	大字則之内・河之内の各一部	平成12年度から平成13年度まで	川内町の地籍図及び地籍簿
津島町	大字高田の一部	平成12年度から平成13年度まで	津島町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成14年 3月29日

○愛媛県告示第 708 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市下島山土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮之裏地区）の施行を平成14年 3月20日認可した。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 709 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・平松地区）の施行に平成14年 3月20日同意した。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 710 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の承認を受けた農地合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社	法第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事業	平成14年 3月20日

用推進型林業構造改善事業の項(1) 循環利用推進型林業構造改善事業の目経費の配分の変更の欄2及び同目事業の内容の変更の欄2中「別表第2の九の(1)」を「別表第2の六の(1)」に改め、同項(2) 間伐促進型林業構造改善事業の目経費の配分の変更の欄2及び同目事業の内容の変更の欄2中「別表第2の九の(2)」を「別表第2の六の(2)」に改め、同部に次のように加える。

<p>3 乾燥材供給体制緊急整備特別対策事業</p> <p>(1) 木材乾燥施設等整備特別対策事業ア 事業費</p> <p>市町村が乾燥材供給体制緊急整備特別対策事業計画に基づいて行う乾燥材供給体制整備事業に要する経費及び市町村を除く事業主体が乾燥材供給体制緊急整備特別対策事業計画に基づいて行う乾燥材供給体制整備事業に要する経費につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>イ 附帯事務費</p> <p>市町村が行うアの事業の実施の指導監督に要する経費</p> <p>(2) 貸付乾燥施設等整備特別対策事業ア 事業費</p> <p>市町村が乾燥材供給体制緊急整備特別対策事業計画に基づいて行う乾燥材供給体制整備事業に要する経費及び市町村を除く事業主体が乾燥材供給体制緊急整備特別対策事業計画に基づいて行う乾燥材供給体制整備事業に要する経費につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>イ 附帯事務費</p> <p>市町村が行うアの事業の実施の指導監督に要する経費</p>	<p>1/2以内</p> <p>1 木材関連業者等の組織する団体が行う施設及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、1/3以内</p> <p>2 木材関連業者等の組織する団体を除く事業主体が行う機械及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、4/10以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1 木材関連業者等の組織する団体が行う施設及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、1/3以内</p> <p>2 木材関連業者等の組織する団体を除く事業主体が行う機械及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、4/10以内</p> <p>1/2以内</p>	<p>1 事業費総額に係る補助金の増減</p> <p>2 別表第2の七の(1)に掲げる事業種目相互間における当該事業費の30パーセントを超える流用</p> <p>1 附帯事務費に係る補助金の増減</p> <p>1 事業費総額に係る補助金の増減</p> <p>2 別表第2の七の(2)に掲げる事業種目相互間における当該事業費の30パーセントを超える流用</p> <p>1 附帯事務費に係る補助金の増減</p>	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 別表第2の七の(1)に掲げる事業で次に掲げるもの</p> <p>(1) 事業種目の新設又は廃止</p> <p>(2) 事業種目及び事業主体ごとの工種又は施設区分の1件の事業費が500万円以上のものについて</p> <p>ア 事業量の30パーセントを超える変更</p> <p>イ 主要工事の内容の変更及び施設の主要構造又は品目の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 別表第2の七の(2)に掲げる事業で次に掲げるもの</p> <p>(1) 事業種目の新設又は廃止</p> <p>(2) 事業種目及び事業主体ごとの工種又は施設区分の1件の事業費が500万円以上のものについて</p> <p>ア 事業量の30パーセントを超える変更</p> <p>イ 主要工事の内容の変更及び施設の主要構造又は品目の変更</p>
--	--	--	--

別表第1 木質資源有効利用緊急特別林業構造改善事業の部を削る。

別表第2 中三の表及び四の表を削り、五の表を三の表とし、六の表を四の表とし、七の表を削り、八の表を五の表とし、九の表を六の表とし、同表の次に次の1表を加え、別表第2十の表を削る。

七 乾燥材供給体制緊急整備特別対策事業

- (1) 木材乾燥施設等整備特別対策事業

事業区分	事業種目	工種又は施設区分	呼称単位		備考
			A	B	
乾燥材供給体制整備事業	木材乾燥施設等整備事業	木材乾燥等施設 木材乾燥等施設装置 乾燥施設 作業用建物 製品保管庫 モルダ グレーディングマシン その他 木材乾燥加工用機械 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫 その他	棟 棟	式 平方メートル 平方メートル 台 台 台 台 台 台 平方メートル	
	森林バイオマス等活用施設整備事業	木質エネルギー等利用促進施設 木質エネルギー等利用促進施設装置 木質バイオマス発電施設 木質資源利用ボイラー施設 木質燃料製造施設 チップパー はく皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 原料貯蔵庫 オガ粉製造用施設 その他 木質エネルギー等利用促進用機械 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫 その他	棟 棟 棟	式 式 式 台 台 平方メートル 平方メートル 平方メートル 式 台 台 台 台 台 平方メートル	

(2) 貸付乾燥施設等整備特別対策事業

事業区分	事業種目	工種又は施設区分	呼称単位		備考
			A	B	
乾燥材供給体制整備事業	木材乾燥施設等整備事業	木材乾燥等施設 木材乾燥等施設装置 乾燥施設 作業用建物 製品保管庫 モルダ グレーディングマシン その他 木材乾燥加工用機械 ログローダ フォークリフト クレーン	棟 棟	式 平方メートル 平方メートル 台 台 台 台	

		ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 平方メートル	
森林バイオマス等活 用施設整備事業	木質エネルギー等利用促進 施設 木質エネルギー等利用促 進施設装置 木質バイオマス発電施 設 木質資源利用ボイラー 施設 木質燃料製造施設 チッパー はく皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 原料貯蔵庫 オガ粉製造用施設 その他 木質エネルギー等利用促 進用機械 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫 その他		棟 棟 棟 棟	式 式 式 台 台 平方メートル 平方メートル 平方メートル 式 台 台 台 台 平方メートル	

様式第1号(B)5中「及び議決予算抜粋」を「議決予算抜粋及び事業主体の消費税の課税方式が分かる資料(直近の消費税及び地方消費税の確定申告書、消費税法(昭和63年法律第108号)第37条第1項の規定に基づく届出書等の写し)」に改める。

様式第5号(B)3(1)の表及び同様式(B)3(2)の表中「市町村付帯事務費」を「市町村付帯事務費」に改め、同様式(B)3(3)の表中「市町村付帯事務費」を「市町村付帯事務費」に、

「

県補助率
円

」を「

県補助率
%

」に改め、同様式(B)4中「年度別第 次林業構造改善事業実施計画による」を削る。

様式第8号に次のように加える。

別紙

年度林業構造改善事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

区 分	事業主体	事業費	補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	補助率	仕入れに係る消費税等相当額	消費税確定未確定	備 考
		円	円		円	%	円		

合 計									

- 注1 この別紙は、事業主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項の規定に該当する地方公共団体又は人格のない社団等である場合は、作成する必要がない。
- 2 補助金の返還が伴う場合は、内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄は、仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者である場合にあっては「免税」と、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者である場合にあっては「簡易課税」と、その他の事業者である場合にあっては「課税」と記入すること。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」と、これらの場合以外の場合には「未確定」と記載すること。

○愛媛県告示第712号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林の所在場所
北条市猿川原字本谷乙211の1
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び北条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第713号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林の所在場所
東予市河之内乙481の1、乙481の2、乙483の1、乙483の2、乙485の1、乙485の2、乙486の1、乙486の2、乙488、乙489の1、乙489の2、乙490の1、乙490の2、乙491の1から乙491の3まで、乙492の1、乙492の2、乙493から乙495まで、乙497、乙498、乙499の1から乙499の3まで、乙501、乙502
- (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
河之内乙499の1・乙499の3・乙502（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙499の2、乙501
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

東予市黒谷甲419の1、甲421の1から甲421の4まで、甲428、甲524、乙1の1、乙1の2、乙1の6から乙1の16まで、乙1の18、乙1の19、乙1の21、乙3の1、乙147の1、乙148の1、乙148の3、乙148の5から乙148の9まで、乙148の11、乙148の12、乙148の14、乙148の17

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
黒谷甲428・乙1の10・乙1の11・乙3の1・乙148の14（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

東予市黒谷乙217の1から乙217の3まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

黒谷乙217の1・乙217の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、乙217の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所

周桑郡小松町大字妙口字地蔵谷口乙49の4から乙49の8まで、乙49の86、乙49の94

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字地蔵谷口乙49の4・乙49の5・乙49の86・乙49の94（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

5(1) 保安林の所在場所

周桑郡丹原町大字高松乙35の1、乙39の1、乙40の3、乙43の1、乙43の3、乙43の5、乙44

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字高松乙35の1・乙43の1・乙43の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに東予市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第714号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

北宇和郡日吉村大字父野川上1185の6（次の図に示す部分に限る。）、1185の7、1187の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び日吉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北条市猿川原字本谷乙211の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び北条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第716号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 伊特区第33号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 温泉郡中島町大字津和地地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域

基点A 温泉郡中島町大字津和地流児島黒鼻

B 温泉郡中島町大字津和地流児島護岸の東端から東へ5メートルの地点に設置された標識

点ア Aから温泉郡中島町大字津和地行先松鼻見通し50メートルの点

イ Bから190度70メートルの点

ウ 地元地区 温泉郡中島町大字津和地

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(2) ア 免許番号 宇特区第380号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。

基点A 宇和島市蔭淵細木運河から海岸線沿い東へ130メートルの標識

B 宇和島市蔭淵崩の浦鼻

C 基点Aから海岸線沿い東へ80メートルの標識

D 基点Aから海岸線沿い東へ160メートルの標識

点ア Bから167度200メートルの点

イ Bから167度300メートルの点

ウ Aから170度230メートルの点

エ Aから170度130メートルの点

オ Cから170度170メートルの点

キ Dから170度200メートルの点

ク Dから170度300メートルの点

エ Cから170度270メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市蔭淵

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(3) ア 免許番号 宇特区第381号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチアの17直線によって囲まれた区域。

基点A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の護岸東端角に設置された金属鈺

点ア Aから106度31分03秒403メートルの点

イ Aから330度05分14秒469メートルの点

ウ Aから347度36分53秒608メートルの点

エ Aから334度50分32秒883メートルの点

オ Aから343度05分59秒1,022メートルの点

カ Aから346度17分32秒915メートルの点

キ Aから4度13分02秒1,163メートルの点

ク Aから0度12分45秒1,249メートルの点

ケ Aから6度26分52秒1,402メートルの点

コ Aから10度19分56秒1,326メートルの点

サ Aから13度30分51秒1,431メートルの点

シ Aから45度04分44秒1,181メートルの点

ス Aから61度00分18秒959メートルの点

セ Aから72度19分08秒768メートルの点

ソ Aから56度47分00秒662メートルの点

タ Aから69度27分26秒426メートルの点

チ Aから83度14分16秒509メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) ア 免許番号 宇区第477号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 宇和島市下波とびの子鼻に設置された金属鈹

点ア Aから141度15分26秒107メートルの点

イ Aから53度27分44秒72メートルの点

ウ Aから54度41分24秒161メートルの点

エ Aから117度29分02秒165メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

(ア) 漁場に設置する筏の台数については、別に定める知事の指示に従わなければならない。

(イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(5) ア 免許番号 宇区第478号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 宇和島市下波島津隧道西側坑口より南へ60メートルに設置された金属鈹

点ア Aから260度09分25秒205メートルの点

イ Aから276度46分41秒301メートルの点

ウ Aから317度22分52秒268メートルの点

エ Aから338度28分53秒98メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

(ア) 漁場に設置する筏の台数については、別に定める知事の指示に従わなければならない。

(イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(6) ア 免許番号 宇区第479号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 宇和島市下波仏箸岩場に設置された金属鈹

点ア Aから282度40分48秒285メートルの点

イ Aから310度31分01秒475メートルの点

ウ Aから329度39分07秒412メートルの点

エ Aから312度05分20秒170メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

(ア) 漁場に設置する筏の台数については、別に定める知事の指示に従わなければならない。

(イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成14年8月1日

3 申請期間

平成14年3月29日から平成14年6月30日まで

4 存続期間

平成14年8月1日から平成16年3月31日まで

○愛媛県告示第717号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

越智郡生名村1276番から同村1425番までの地先公有

水面及び同村1422番2から同村1469番2までの地先公有水面

イ 区域

次の1の地点から32の地点までを順次直線で結んだ線、32の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P+1.85メートル)の陸と公有水面との接する線、33の地点から76の地点までを順次直線で結んだ線並びに76の地点と33の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P+1.85メートル)の陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点(四等三角点「巖島」)は、北緯34度15分56.059秒、東経133度11分25.767秒の地点

1の地点は、基点から真北311度21分46秒567.29メートルの地点

2の地点は、1の地点から真北350度22分36秒9.25メートルの地点

3の地点は、2の地点から真北350度20分39秒1.46メートルの地点

4の地点は、3の地点から真北350度22分35秒7.89メートルの地点

5の地点は、4の地点から真北80度22分29秒5.09メートルの地点

6の地点は、5の地点から真北350度22分28秒4.33メートルの地点

7の地点は、6の地点から真北356度25分09秒3.14メートルの地点

8の地点は、7の地点から真北260度22分03秒5.42メートルの地点

9の地点は、8の地点から真北350度22分21秒33.57メートルの地点

10の地点は、9の地点から真北351度13分42秒7.71メートルの地点

11の地点は、10の地点から真北352度56分52秒7.71メートルの地点

12の地点は、11の地点から真北354度39分12秒7.71メートルの地点

13の地点は、12の地点から真北356度22分33秒7.70メートルの地点

14の地点は、13の地点から真北359度03分20秒7.71メートルの地点

15の地点は、14の地点から真北0度41分24秒4.65メートルの地点

16の地点は、15の地点から真北0度41分03秒1.34メートルの地点

17の地点は、16の地点から真北0度42分11秒1.71メートルの地点

18の地点は、17の地点から真北2度29分14秒7.70メートルの地点

19の地点は、18の地点から真北4度07分20秒7.69メートルの地点

20の地点は、19の地点から真北4度06分31秒2.50メートルの地点

21の地点は、20の地点から真北0度31分39秒5.00メ

ートルの地点

22の地点は、21の地点から真北356度57分20秒1.62

メートルの地点

23の地点は、22の地点から真北356度57分45秒1.34

メートルの地点

24の地点は、23の地点から真北356度57分49秒2.04

メートルの地点

25の地点は、24の地点から真北353度24分15秒5.00

メートルの地点

26の地点は、25の地点から真北349度49分57秒5.00

メートルの地点

27の地点は、26の地点から真北346度15分10秒2.50

メートルの地点

28の地点は、27の地点から真北72度06分05秒3.38メ

ートルの地点

29の地点は、28の地点から真北341度10分59秒4.60

メートルの地点

30の地点は、29の地点から真北341度47分57秒3.33

メートルの地点

31の地点は、30の地点から真北252度06分09秒3.10

メートルの地点

32の地点は、31の地点から真北337度11分53秒2.88

メートルの地点

33の地点は、基点から真北320度19分09秒701.80メ

ートルの地点

34の地点は、33の地点から真北322度01分46秒1.21

メートルの地点

35の地点は、34の地点から真北329度49分35秒2.29

メートルの地点

36の地点は、35の地点から真北326度37分58秒4.58

メートルの地点

37の地点は、36の地点から真北323度22分14秒4.58

メートルの地点

38の地点は、37の地点から真北320度09分44秒2.29

メートルの地点

39の地点は、38の地点から真北319度48分21秒48.

04メートルの地点

40の地点は、39の地点から真北321度47分55秒5.91

メートルの地点

41の地点は、40の地点から真北325度11分40秒5.91

メートルの地点

42の地点は、41の地点から真北328度34分52秒5.91

メートルの地点

43の地点は、42の地点から真北331度58分44秒5.91

メートルの地点

44の地点は、43の地点から真北335度21分49秒5.91

メートルの地点

45の地点は、44の地点から真北338度45分04秒5.91

メートルの地点

46の地点は、45の地点から真北342度08分50秒5.91

メートルの地点

47の地点は、46の地点から真北345度32分44秒5.91

メートルの地点

48の地点は、47の地点から真北 348 度55分19秒5 91
メートルの地点
49の地点は、48の地点から真北 350 度12分29秒 34 .
22メートルの地点
50の地点は、49の地点から真北 350 度37分32秒 12 .
42メートルの地点
51の地点は、50の地点から真北80度38分13秒2 .09メ
ートルの地点
52の地点は、51の地点から真北 350 度36分52秒2 33
メートルの地点
53の地点は、52の地点から真北 2 度12分46秒1 .74メ
ートルの地点
54の地点は、53の地点から真北 260 度37分49秒2 44
メートルの地点
55の地点は、54の地点から真北 350 度37分35秒 43 .
55メートルの地点
56の地点は、55の地点から真北 350 度56分51秒 44 .
44メートルの地点
57の地点は、56の地点から真北 350 度42分25秒3 .00
メートルの地点
58の地点は、57の地点から真北 347 度11分23秒6 .01
メートルの地点
59の地点は、58の地点から真北 343 度44分58秒6 .01
メートルの地点
60の地点は、59の地点から真北 340 度18分58秒6 .01
メートルの地点
61の地点は、60の地点から真北 336 度52分31秒6 .01
メートルの地点
62の地点は、61の地点から真北 333 度25分50秒6 .01
メートルの地点
63の地点は、62の地点から真北 330 度00分11秒6 .01
メートルの地点
64の地点は、63の地点から真北 326 度33分50秒6 .01
メートルの地点
65の地点は、64の地点から真北 323 度07分14秒6 .01
メートルの地点
66の地点は、65の地点から真北 319 度41分11秒6 .01
メートルの地点
67の地点は、66の地点から真北 316 度14分52秒6 .01
メートルの地点
68の地点は、67の地点から真北 312 度48分52秒6 .01
メートルの地点
69の地点は、68の地点から真北 309 度16分53秒3 .01
メートルの地点
70の地点は、69の地点から真北37度09分35秒2 57メ
ートルの地点
71の地点は、70の地点から真北 301 度16分22秒3 .12
メートルの地点
72の地点は、71の地点から真北 306 度56分20秒2 33
メートルの地点
73の地点は、72の地点から真北 217 度10分10秒2 .18
メートルの地点
74の地点は、73の地点から真北 306 度08分57秒2 .15

メートルの地点

75の地点は、74の地点から真北 303 度48分04秒4 29
メートルの地点

76の地点は、75の地点から真北 301 度26分41秒2 .15
メートルの地点

ウ 面積

3 347 .11平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡生名村1276番から同村1425番までの地先公有
水面及び陸域並びに同村1422番2 から同村1471番まで
の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のアの地点からホの地点までを順次直線で結んだ
線、ホの地点とアの地点を直線で結んだ線、マの地点
からゆの地点までを順次直線で結んだ線及びゆの地点
とマの地点を直線で結んだ線によりそれぞれ囲まれた
区域

基点（四等三角点「巖島」）は、北緯34度15分56 .0
59秒、東経 133 度11分25 .767秒の地点

アの地点は、基点から真北 309 度55分53秒568 .91メ
ートルの地点

イの地点は、アの地点から真北80度22分20秒 36 .12
メートルの地点

ウの地点は、イの地点から真北 351 度22分34秒 95 .
31メートルの地点

エの地点は、ウの地点から真北 359 度43分28秒 55 .
54メートルの地点

オの地点は、エの地点から真北 294 度13分57秒 26 .
34メートルの地点

カの地点は、オの地点から真北 240 度50分58秒3 .66
メートルの地点

キの地点は、カの地点から真北 273 度24分31秒1 28
メートルの地点

クの地点は、キの地点から真北 248 度15分41秒 13 .
53メートルの地点

ケの地点は、クの地点から真北 158 度08分22秒3 23
メートルの地点

コの地点は、ケの地点から真北 166 度02分22秒3 .67
メートルの地点

サの地点は、コの地点から真北 173 度01分39秒3 .35
メートルの地点

シの地点は、サの地点から真北 180 度40分29秒3 48
メートルの地点

スの地点は、シの地点から真北 183 度50分58秒4 32
メートルの地点

セの地点は、スの地点から真北 187 度20分00秒3 27
メートルの地点

ソの地点は、セの地点から真北 155 度27分25秒0 43
メートルの地点

タの地点は、ソの地点から真北 171 度53分49秒3 90
メートルの地点

チの地点は、タの地点から真北 173 度14分37秒 11 .

57メートルの地点
ツの地点は、チの地点から真北 183 度39分56秒7 .73
メートルの地点
テの地点は、ツの地点から真北 188 度47分39秒3 .00
メートルの地点
トの地点は、テの地点から真北 164 度46分59秒0 .79
メートルの地点
ナの地点は、トの地点から真北 189 度22分13秒1 .74
メートルの地点
ニの地点は、ナの地点から真北 183 度55分41秒 30 .
85メートルの地点
ヌの地点は、ニの地点から真北 174 度11分42秒6 .76
メートルの地点
ネの地点は、ヌの地点から真北 170 度05分56秒3 .05
メートルの地点
ノの地点は、ネの地点から真北 168 度33分35秒 17 .
83メートルの地点
ハの地点は、ノの地点から真北 167 度20分23秒6 .10
メートルの地点
ヒの地点は、ハの地点から真北 167 度20分41秒 22 .
28メートルの地点
フの地点は、ヒの地点から真北 162 度32分07秒7 .19
メートルの地点
ヘの地点は、フの地点から真北 142 度07分13秒2 .14
メートルの地点
ホの地点は、ヘの地点から真北 157 度54分07秒5 .92
メートルの地点
マの地点は、基点から真北 319 度01分19秒700 .35メ
ートルの地点
ミの地点は、マの地点から真北58度00分45秒 38 .81
メートルの地点
ムの地点は、ミの地点から真北 322 度57分31秒 79 .
98メートルの地点
メの地点は、ムの地点から真北 342 度54分45秒 43 .
67メートルの地点
モの地点は、メの地点から真北 350 度37分32秒124 .
44メートルの地点
ヤの地点は、モの地点から真北 339 度54分08秒 46 .
52メートルの地点
ユの地点は、ヤの地点から真北 319 度20分40秒 47 .
93メートルの地点
ヨの地点は、ユの地点から真北 300 度02分10秒 32 .
71メートルの地点
ラの地点は、ヨの地点から真北 244 度21分38秒4 24
メートルの地点
リの地点は、ラの地点から真北 171 度21分47秒 15 .
44メートルの地点
ルの地点は、リの地点から真北 172 度39分55秒 10 .
97メートルの地点
レの地点は、ルの地点から真北 197 度23分30秒 13 .
18メートルの地点
ロの地点は、レの地点から真北 156 度57分22秒4 .77
メートルの地点

ワの地点は、ロの地点から真北 163 度07分30秒2 40
メートルの地点
ヲの地点は、ワの地点から真北 167 度23分00秒4 45
メートルの地点
ンの地点は、ヲの地点から真北 171 度36分39秒3 44
メートルの地点
あの地点は、ンの地点から真北 169 度19分12秒2 .10
メートルの地点
いの地点は、あの地点から真北 163 度42分41秒7 57
メートルの地点
うの地点は、いの地点から真北 154 度35分04秒9 .77
メートルの地点
えの地点は、うの地点から真北 128 度40分25秒 11 .
67メートルの地点
おの地点は、えの地点から真北 118 度51分30秒7 .12
メートルの地点
かの地点は、おの地点から真北 117 度41分10秒7 27
メートルの地点
きの地点は、かの地点から真北 129 度02分40秒4 .72
メートルの地点
くの地点は、きの地点から真北 141 度25分03秒4 .75
メートルの地点
けの地点は、くの地点から真北 155 度54分06秒3 .98
メートルの地点
この地点は、けの地点から真北 169 度58分48秒4 39
メートルの地点
さの地点は、この地点から真北 176 度59分50秒 11 .
32メートルの地点
しの地点は、さの地点から真北 170 度52分41秒 12 .
29メートルの地点
すの地点は、しの地点から真北 171 度33分55秒 22 .
93メートルの地点
せの地点は、すの地点から真北 169 度45分26秒 44 .
31メートルの地点
その地点は、せの地点から真北 170 度03分53秒5 52
メートルの地点
たの地点は、その地点から真北 169 度08分23秒 12 .
40メートルの地点
ちの地点は、たの地点から真北 169 度09分44秒 17 .
33メートルの地点
つの地点は、ちの地点から真北 169 度12分01秒6 90
メートルの地点
ての地点は、つの地点から真北 168 度09分25秒8 52
メートルの地点
との地点は、ての地点から真北 170 度58分33秒 12 .
17メートルの地点
なの地点は、との地点から真北 169 度40分59秒6 36
メートルの地点
にの地点は、なの地点から真北 163 度07分23秒2 .78
メートルの地点
ぬの地点は、にの地点から真北 160 度21分27秒3 .74
メートルの地点
ねの地点は、ぬの地点から真北 157 度05分05秒2 .79

メートルの地点

のの地点は、ねの地点から真北 151 度30分34秒2 .60

メートルの地点

はの地点は、のの地点から真北 145 度35分09秒5 .35

メートルの地点

ひの地点は、はの地点から真北 143 度31分55秒 28 .

61メートルの地点

ふの地点は、ひの地点から真北 142 度42分50秒6 .33

メートルの地点

への地点は、ふの地点から真北 145 度17分52秒 18 .

31メートルの地点

ほの地点は、への地点から真北 144 度11分58秒5 .22

メートルの地点

まの地点は、ほの地点から真北 142 度47分02秒6 .16

メートルの地点

みの地点は、まの地点から真北 137 度17分23秒3 .20

メートルの地点

むの地点は、みの地点から真北 141 度41分24秒5 .96

メートルの地点

めの地点は、むの地点から真北 142 度02分35秒5 .21

メートルの地点

もの地点は、めの地点から真北 145 度00分48秒1 .79

メートルの地点

やの地点は、もの地点から真北 144 度49分09秒1 .72

メートルの地点

ゆの地点は、やの地点から真北 135 度59分27秒2 .62

メートルの地点

ウ 面積

20,982.64平方メートル

3 埋立地の用途

護岸用地 約 490平方メートル

道路用地 約 2,840平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

4 埋立免許年月日

平成14年3月20日

○愛媛県告示第718号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

温泉郡中島町大字上怒和乙590番4地先から同甲7

71番地先までの公有水面

イ 区域

次の1点から44点までを順次直線で結んだ線並びに44点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P+1.60メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字上怒和甲677番6地先の県道に設置された金属鈎）は、北緯33度58分32秒、東経132度33分24秒の地点

1点は、基点から真北104度37分00秒74.33メートルの地点

2点は、1点から真北250度44分08秒4.83メートルの地点

3点は、2点から真北295度33分28秒13.88メートルの地点

4点は、3点から真北292度59分08秒16.83メートルの地点

5点は、4点から真北284度45分11秒8.61メートルの地点

6点は、5点から真北274度59分51秒3.51メートルの地点

7点は、6点から真北269度02分52秒3.55メートルの地点

8点は、7点から真北263度23分27秒3.51メートルの地点

9点は、8点から真北257度38分37秒16.50メートルの地点

10点は、9点から真北254度14分57秒14.01メートルの地点

11点は、10点から真北246度07分45秒7.11メートルの地点

12点は、11点から真北154度03分57秒1.54メートルの地点

13点は、12点から真北244度03分57秒6.00メートルの地点

14点は、13点から真北334度03分57秒1.50メートルの地点

15点は、14点から真北241度27分02秒6.27メートルの地点

16点は、15点から真北237度54分13秒4.85メートルの地点

17点は、16点から真北236度06分49秒4.86メートルの地点

18点は、17点から真北234度19分23秒4.86メートルの地点

19点は、18点から真北232度31分58秒4.86メートルの地点

20点は、19点から真北230度45分06秒4.81メートルの地点

21点は、20点から真北228度58分45秒4.81メートルの地点

22点は、21点から真北227度12分24秒4.81メートルの地点

23点は、22点から真北225度26分03秒4.81メートルの地点

24点は、23点から真北 224 度32分55秒 34.48 メートルの地点
 25点は、24点から真北 223 度28分59秒7.27メートルの地点
 26点は、25点から真北 221 度21分08秒7.27メートルの地点
 27点は、26点から真北 219 度13分17秒7.27メートルの地点
 28点は、27点から真北 217 度05分26秒7.27メートルの地点
 29点は、28点から真北 214 度57分35秒7.27メートルの地点
 30点は、29点から真北 212 度49分44秒7.27メートルの地点
 31点は、30点から真北 210 度41分53秒7.27メートルの地点
 32点は、31点から真北 208 度34分02秒7.27メートルの地点
 33点は、32点から真北 207 度30分07秒 16.72 メートルの地点
 34点は、33点から真北 117 度30分09秒1.50メートルの地点
 35点は、34点から真北 207 度30分09秒6.00メートルの地点
 36点は、35点から真北 297 度30分09秒1.50メートルの地点
 37点は、36点から真北 207 度30分07秒 43.50 メートルの地点
 38点は、37点から真北 207 度30分07秒 30.50 メートルの地点
 39点は、38点から真北 117 度30分07秒1.50メートルの地点
 40点は、39点から真北 207 度30分07秒6.00メートルの地点
 41点は、40点から真北 297 度30分08秒1.50メートルの地点
 42点は、41点から真北 207 度30分08秒 22.36 メートルの地点
 43点は、42点から真北 209 度11分22秒4.92メートルの地点
 44点は、43点から真北 297 度08分03秒0.15メートルの地点

ウ 面積

1,054.84平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

温泉郡中島町大字上怒和乙 590 番 4 から同甲 771 番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の 1 点から 59 点までを順次直線で結んだ線及び 59 点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字上怒和甲 677 番 6 地先の県道に設置された金属鋳）は、北緯 33 度 58 分 32 秒、東経

132 度 33 分 24 秒の地点

1 点は、基点から真北 101 度 21 分 56 秒 86.59 メートルの地点
 2 点は、1 点から真北 198 度 26 分 31 秒 25.94 メートルの地点
 3 点は、2 点から真北 276 度 23 分 02 秒 49.51 メートルの地点
 4 点は、3 点から真北 252 度 23 分 51 秒 39.71 メートルの地点
 5 点は、4 点から真北 231 度 51 分 19 秒 30.85 メートルの地点
 6 点は、5 点から真北 223 度 10 分 50 秒 55.29 メートルの地点
 7 点は、6 点から真北 210 度 30 分 58 秒 40.71 メートルの地点
 8 点は、7 点から真北 207 度 33 分 58 秒 89.35 メートルの地点
 9 点は、8 点から真北 226 度 31 分 37 秒 39.20 メートルの地点
 10 点は、9 点から真北 276 度 28 分 21 秒 18.03 メートルの地点
 11 点は、10 点から真北 290 度 46 分 05 秒 9.67 メートルの地点
 12 点は、11 点から真北 23 度 05 分 46 秒 8.99 メートルの地点
 13 点は、12 点から真北 26 度 31 分 29 秒 11.05 メートルの地点
 14 点は、13 点から真北 27 度 10 分 57 秒 9.29 メートルの地点
 15 点は、14 点から真北 27 度 40 分 25 秒 8.54 メートルの地点
 16 点は、15 点から真北 27 度 56 分 49 秒 4.03 メートルの地点
 17 点は、16 点から真北 28 度 11 分 00 秒 14.63 メートルの地点
 18 点は、17 点から真北 24 度 01 分 33 秒 3.69 メートルの地点
 19 点は、18 点から真北 27 度 43 分 41 秒 8.11 メートルの地点
 20 点は、19 点から真北 28 度 34 分 22 秒 13.50 メートルの地点
 21 点は、20 点から真北 27 度 31 分 20 秒 17.52 メートルの地点
 22 点は、21 点から真北 17 度 21 分 15 秒 0.98 メートルの地点
 23 点は、22 点から真北 26 度 52 分 58 秒 3.94 メートルの地点
 24 点は、23 点から真北 30 度 20 分 52 秒 2.77 メートルの地点
 25 点は、24 点から真北 22 度 35 分 42 秒 13.29 メートルの地点
 26 点は、25 点から真北 21 度 56 分 52 秒 6.08 メートルの地点

27点は、26点から真北22度49分06秒 13.30メートルの地点
 28点は、27点から真北26度24分53秒9.18メートルの地点
 29点は、28点から真北28度09分20秒7.26メートルの地点
 30点は、29点から真北31度41分56秒4.13メートルの地点
 31点は、30点から真北33度26分40秒8.01メートルの地点
 32点は、31点から真北37度56分18秒2.99メートルの地点
 33点は、32点から真北40度20分31秒11.52メートルの地点
 34点は、33点から真北45度04分48秒27.03メートルの地点
 35点は、34点から真北44度33分39秒12.41メートルの地点
 36点は、35点から真北44度36分17秒27.94メートルの地点
 37点は、36点から真北46度31分36秒12.73メートルの地点
 38点は、37点から真北53度38分15秒5.26メートルの地点
 39点は、38点から真北54度55分33秒4.84メートルの地点
 40点は、39点から真北56度07分13秒10.73メートルの地点
 41点は、40点から真北60度01分19秒6.83メートルの地点
 42点は、41点から真北57度55分36秒3.97メートルの地点
 43点は、42点から真北64度10分45秒4.94メートルの地点
 44点は、43点から真北65度46分49秒6.25メートルの地点
 45点は、44点から真北70度03分00秒8.29メートルの地点
 46点は、45点から真北70度17分59秒11.61メートルの地点
 47点は、46点から真北70度54分22秒19.27メートルの地点
 48点は、47点から真北85度28分55秒3.02メートルの地点
 49点は、48点から真北86度02分56秒2.34メートルの地点
 50点は、49点から真北 3度25分05秒2.62メートルの地点
 51点は、50点から真北98度25分49秒6.90メートルの地点
 52点は、51点から真北 102度13分37秒7.59メートルの地点
 53点は、52点から真北 107度07分57秒5.14メートル

の地点

54点は、53点から真北 115度58分36秒4.19メートルの地点

55点は、54点から真北 123度22分49秒9.13メートルの地点

56点は、55点から真北 204度30分16秒2.34メートルの地点

57点は、56点から真北 116度51分42秒16.17メートルの地点

58点は、57点から真北24度55分35秒2.54メートルの地点

59点は、58点から真北 109度59分20秒8.47メートルの地点

ウ 面積

15,257.05平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 1,040平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

4 埋立免許年月日

平成14年3月20日

○愛媛県告示第719号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年3月29日

三崎港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西宇和郡三崎町三崎1848番地先から同4345番地先に至る公有水面

イ 区域

次の1点から62点までを順次直線で結んだ線並びに62点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+2.30メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西宇和郡三崎町三崎1848番地先の赤坂第二防波堤に設置された金属錐）は、北緯33度23分14秒、東経132度07分02秒の地点

1点は、基点から真北346度21分00秒82.85メートルの地点

2点は、1点から真北166度53分23秒3.97メートルの地点

3点は、2点から真北251度37分05秒1.37メートルの地点

4点は、3点から真北254度27分38秒3.59メートル

の地点
 5点は、4点から真北 256 度31分44秒3.54メートル
 の地点
 6点は、5点から真北 258 度40分15秒5.28メートル
 の地点
 7点は、6点から真北 260 度39分20秒4.56メートル
 の地点
 8点は、7点から真北 261 度40分00秒2.55メートル
 の地点
 9点は、8点から真北 261 度59分42秒4.85メートル
 の地点
 10点は、9点から真北 261 度13分47秒7.77メートル
 の地点
 11点は、10点から真北 171 度13分19秒1.52メートル
 の地点
 12点は、11点から真北 261 度14分03秒4.86メートル
 の地点
 13点は、12点から真北 260 度57分20秒2.77メートル
 の地点
 14点は、13点から真北 350 度43分11秒1.51メートル
 の地点
 15点は、14点から真北 260 度01分28秒7.67メートル
 の地点
 16点は、15点から真北 258 度49分20秒5.36メートル
 の地点
 17点は、16点から真北 257 度50分57秒5.36メートル
 の地点
 18点は、17点から真北 256 度52分23秒5.35メートル
 の地点
 19点は、18点から真北 256 度03分30秒3.53メートル
 の地点
 20点は、19点から真北 255 度17分19秒4.90メートル
 の地点
 21点は、20点から真北 254 度23分43秒4.90メートル
 の地点
 22点は、21点から真北 253 度30分46秒2.12メートル
 の地点
 23点は、22点から真北 253 度29分26秒1.97メートル
 の地点
 24点は、23点から真北 253 度30分39秒0.81メートル
 の地点
 25点は、24点から真北 252 度24分28秒7.07メートル
 の地点
 26点は、25点から真北 251 度13分42秒5.81メートル
 の地点
 27点は、26点から真北 250 度10分04秒5.81メートル
 の地点
 28点は、27点から真北 249 度05分37秒5.80メートル
 の地点
 29点は、28点から真北 247 度56分45秒6.86メートル
 の地点
 30点は、29点から真北 246 度42分06秒6.86メートル
 の地点

31点は、30点から真北 246 度01分32秒0.98メートル
 の地点
 32点は、31点から真北 245 度20分26秒5.92メートル
 の地点
 33点は、32点から真北 244 度10分57秒6.89メートル
 の地点
 34点は、33点から真北 242 度55分21秒6.90メートル
 の地点
 35点は、34点から真北 242 度17分09秒4.04メートル
 の地点
 36点は、35点から真北 152 度17分25秒3.00メートル
 の地点
 37点は、36点から真北 252 度47分51秒1.65メートル
 の地点
 38点は、37点から真北 152 度17分34秒6.00メートル
 の地点
 39点は、38点から真北 242 度17分18秒9.23メートル
 の地点
 40点は、39点から真北 238 度17分29秒4.01メートル
 の地点
 41点は、40点から真北 239 度36分13秒16.02メートル
 の地点
 42点は、41点から真北 241 度03分16秒20.01メートル
 の地点
 43点は、42点から真北 241 度05分06秒10.00メートル
 の地点
 44点は、43点から真北 236 度56分01秒16.18メートル
 の地点
 45点は、44点から真北 236 度43分04秒15.12メートル
 の地点
 46点は、45点から真北 237 度07分33秒5.47メートル
 の地点
 47点は、46点から真北 240 度28分50秒5.77メートル
 の地点
 48点は、47点から真北 243 度03分29秒3.20メートル
 の地点
 49点は、48点から真北 246 度29分01秒5.73メートル
 の地点
 50点は、49点から真北 249 度22分16秒5.53メートル
 の地点
 51点は、50点から真北 255 度54分52秒5.07メートル
 の地点
 52点は、51点から真北 257 度34分56秒4.82メートル
 の地点
 53点は、52点から真北 258 度24分20秒4.58メートル
 の地点
 54点は、53点から真北 258 度49分12秒4.32メートル
 の地点
 55点は、54点から真北 257 度24分13秒3.96メートル
 の地点
 56点は、55点から真北 255 度41分09秒3.50メートル
 の地点
 57点は、56点から真北 246 度48分57秒3.10メートル

の地点

58点は、57点から真北 239 度46分43秒3 40メートル

の地点

59点は、58点から真北 236 度38分55秒2 58メートル

の地点

60点は、59点から真北 237 度47分13秒3 01メートル

の地点

61点は、60点から真北 237 度46分48秒3 21メートル

の地点

62点は、61点から真北 278 度05分51秒 16 39 メートル

の地点

ウ 面積

2,335.69平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡三崎町三崎1848番から同4345番に至る間の
地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のあ点からサ点までを順次直線で結んだ線及びサ
点とあ点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西宇和郡三崎町三崎1848番地先の赤坂第二防
波堤に設置された金属鋸）は、北緯33度23分14秒、東
経 132 度07分02秒の地点

あ点は、基点から真北 348 度03分51秒 93 58 メートル
の地点

い点は、あ点から真北 168 度26分02秒 87 01 メートル
の地点

う点は、い点から真北 249 度28分23秒296 05メートル
の地点

え点は、う点から真北 317 度33分04秒 78 90 メートル
の地点

お点は、え点から真北46度26分20秒5 97メートルの
地点

か点は、お点から真北38度57分05秒4 29メートルの
地点

き点は、か点から真北43度21分13秒7 14メートルの
地点

く点は、き点から真北46度29分11秒3 54メートルの
地点

け点は、く点から真北53度36分30秒4 72メートルの
地点

こ点は、け点から真北52度22分05秒3 53メートルの
地点

さ点は、こ点から真北50度36分56秒2 75メートルの
地点

し点は、さ点から真北 325 度56分10秒 12 03 メートル
の地点

す点は、し点から真北65度39分35秒1 69メートルの
地点

せ点は、す点から真北61度11分21秒4 34メートルの
地点

そ点は、せ点から真北55度34分42秒6 91メートルの
地点

た点は、そ点から真北70度30分25秒6 59メートルの
地点

ち点は、た点から真北79度28分58秒5 98メートルの
地点

つ点は、ち点から真北83度03分12秒5 78メートルの
地点

て点は、つ点から真北83度31分20秒6 90メートルの
地点

と点は、て点から真北 163 度16分55秒3 19メートル
の地点

な点は、と点から真北 134 度52分47秒1 35メートル
の地点

に点は、な点から真北65度12分27秒0 46メートルの
地点

ぬ点は、に点から真北 174 度15分15秒1 46メートル
の地点

ね点は、ぬ点から真北84度18分24秒 10 17 メートル
の地点

の点は、ね点から真北86度28分13秒8 43メートルの
地点

は点は、の点から真北69度00分29秒4 43メートルの
地点

ひ点は、は点から真北69度10分45秒1 37メートルの
地点

ふ点は、ひ点から真北69度32分54秒1 73メートルの
地点

へ点は、ふ点から真北67度30分08秒5 30メートルの
地点

ほ点は、へ点から真北62度06分46秒5 66メートルの
地点

ま点は、ほ点から真北 333 度23分48秒0 67メートル
の地点

み点は、ま点から真北63度24分23秒 10 73 メートル
の地点

む点は、み点から真北60度41分16秒 16 11 メートル
の地点

め点は、む点から真北59度25分44秒 10 01 メートル
の地点

も点は、め点から真北59度24分47秒0 86メートルの
地点

や点は、も点から真北 154 度07分12秒1 83メートル
の地点

ゆ点は、や点から真北 155 度44分58秒2 40メートル
の地点

よ点は、ゆ点から真北61度24分25秒 15 73 メートル
の地点

ら点は、よ点から真北62度14分31秒 31 06 メートル
の地点

り点は、ら点から真北65度22分52秒 20 74 メートル
の地点

る点は、り点から真北66度08分41秒 32 64 メートル
の地点

れ点は、る点から真北61度50分10秒8 85メートルの

地点

ろ点は、れ点から真北66度27分30秒5.46メートルの

地点

わ点は、ろ点から真北74度07分01秒2.39メートルの

地点

を点は、わ点から真北74度18分34秒11.43メートルの地点

ん点は、を点から真北76度18分36秒4.01メートルの地点

ア点は、ん点から真北76度15分11秒7.15メートルの地点

イ点は、ア点から真北79度05分43秒2.80メートルの地点

ウ点は、イ点から真北87度49分40秒2.90メートルの地点

エ点は、ウ点から真北81度28分09秒4.45メートルの地点

オ点は、エ点から真北78度34分08秒10.10メートルの地点

カ点は、オ点から真北75度37分30秒19.19メートルの地点

キ点は、カ点から真北75度47分41秒1.97メートルの地点

ク点は、キ点から真北82度04分14秒2.83メートルの地点

ケ点は、ク点から真北82度00分38秒5.76メートルの地点

コ点は、ケ点から真北80度44分16秒6.59メートルの地点

サ点は、コ点から真北80度04分26秒1.62メートルの地点

ウ 面積

29,291.65平方メートル

3 埋立地の用途

護岸用地 約 1,940平方メートル

道路用地 約 380平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

4 埋立免許年月日

平成14年 3月20日

○愛媛県告示第 720 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武 田 満 幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

温泉郡中島町大字神浦2646番 2 から同3517番 1 までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字神浦2641番地先の県道に設置された金属錐）は、北緯33度56分40秒、東経132度36分22秒の地点

1点は、基点から真北132度25分19秒56.08メートルの地点

2点は、1点から真北26度00分06秒17.77メートルの地点

3点は、2点から真北116度00分14秒19.00メートルの地点

4点は、3点から真北205度59分30秒4.47メートルの地点

5点は、4点から真北136度00分26秒7.04メートルの地点

6点は、5点から真北224度11分23秒8.55メートルの地点

7点は、6点から真北221度43分00秒2.41メートルの地点

8点は、7点から真北225度43分44秒9.78メートルの地点

9点は、8点から真北324度23分11秒1.41メートルの地点

10点は、9点から真北253度32分46秒2.01メートルの地点

ウ 面積

504.26平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

温泉郡中島町大字神浦2641番から同2649番1までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線及び10点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字神浦2641番地先の県道に設置された金属錐）は、北緯33度56分40秒、東経132度36分22秒の地点

1点は、基点から真北141度48分11秒30.07メートルの地点

2点は、1点から真北26度00分09秒76.06メートルの地点

3点は、2点から真北115度58分56秒76.78メートルの地点

4点は、3点から真北218度53分03秒9.65メートルの地点

5点は、4点から真北224度00分38秒50.45メートルの地点

- 6 点は、5 点から真北 225 度13分46秒 37.98 メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北 239 度02分21秒 13.75 メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北 359 度37分55秒8.56メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北 344 度36分04秒7.89メートルの地点
- 10点は、9 点から真北 326 度04分28秒9.52メートルの地点

ウ 面積

5,589.46平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成14年3月20日

○愛媛県告示第 721 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1

代表者 町長 中元清吉

西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地の1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1252番2から同甲2850番1に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1の地点から6の地点までを順次直線で結んだ線並びに6の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1252番6地先の堤に設置された金属錐）は、北緯36度27分33秒、東経130度54分40秒の地点

1の地点は、基点から真北36度15分47秒30.90メートルの地点

2の地点は、1の地点から真北133度40分03秒20.04メートルの地点

3の地点は、2の地点から真北232度56分17秒5.97メートルの地点

4の地点は、3の地点から真北142度56分01秒65.52メートルの地点

5の地点は、4の地点から真北232度56分03秒107.67メートルの地点

6の地点は、5の地点から真北321度10分30秒43.96メートルの地点

ウ 面積

7,048.13平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1250番から同甲2859番1に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のAの地点からHの地点までを順次直線で結んだ線及びHの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1252番6地先の堤に設置された金属錐）は、北緯36度27分33秒、東経130度54分40秒の地点

Aの地点は、基点から真北27度58分28秒35.49メートルの地点

Bの地点は、Aの地点から真北133度39分59秒28.50メートルの地点

Cの地点は、Bの地点から真北52度55分59秒39.60メートルの地点

Dの地点は、Cの地点から真北142度56分03秒142.76メートルの地点

Eの地点は、Dの地点から真北232度56分02秒162.50メートルの地点

Fの地点は、Eの地点から真北322度56分02秒77.55メートルの地点

Gの地点は、Fの地点から真北232度56分06秒30.00メートルの地点

Hの地点は、Gの地点から真北322度56分01秒38.29メートルの地点

ウ 面積

25,309.26平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約4,760平方メートル

漁村再開発用地 約2,290平方メートル

4 埋立免許年月日

平成14年3月22日

○愛媛県告示第 722 号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
移動式荷役機械（トランスファークレーン）	松山市大可賀三丁目52番4地先	数量 3基 能力 定格荷重30.5トン

○愛媛県告示第 723 号

愛媛県管理港湾区域（昭和30年5月愛媛県告示第361号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する

。 平成14年 3月29日
 東予港及び松山港港湾管理者 愛媛県
 代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行
 表東予港の項港湾区域の欄及び同表松山港の項同欄中「漁
 港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

昭和45年 9月愛媛県告示第 855 号)の一部を次のように改正
 し、平成14年 4月 1日から施行する。
 平成14年 3月29日
 三島・川之江港港湾管理者 愛媛県
 代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行
 三島・川之江港港湾区域の項中「漁港法」を「漁港漁場整
 備法」に改める。

○愛媛県告示第 724 号

愛媛県が管理する三島、川之江港の港湾区域を定める件 (

○愛媛県告示第 725 号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	越智郡伯方町大字有津字瀬ノ上甲1980番 1 地先から 同字甲1970番 2 地先まで	旧	メートル 12.5~32.8	キロメートル 0.144	
			新	15.0~42.0	0.144	
"	"	越智郡伯方町大字有津字瀬ノ上甲2004番 5 地先から 同字甲2007番 1 地先まで	旧	21.0~37.8	0.085	
			新	23.8~39.0	0.085	
県 道	伯方島環状線	越智郡伯方町大字伊方字宮ノ前甲1520番 1 地先から 同大字字正着甲662番 2 地先まで	旧	3.4~8.2 12.1~25.0	0.147 0.182	
			新	12.1~25.0	0.182	
"	"	越智郡伯方町大字伊方字東浜田甲179番 1 地先から 同大字字先峠甲16番 2 地先まで	旧	3.5~23.2 12.0~64.2	0.636 0.673	
			新	12.0~64.2	0.673	
"	"	越智郡伯方町大字北浦字掛ノ下乙804番 1 地先から 同大字字暮坪甲2723番地先まで	旧	3.5~25.0 11.0~33.5	0.492 0.534	
			新	11.0~33.5	0.534	
"	"	越智郡伯方町大字北浦字周田甲190番 2 地先から 同大字字竹田乙157番 1 地先まで	旧	14.4~26.8	0.112	
			新	12.6~21.3	0.112	
"	"	越智郡伯方町大字北浦字竹田甲340番 1 地先から 同字甲341番 4 地先まで	旧	6.8~12.7	0.025	
			新	12.1~12.7	0.025	
"	玉川菊間線	越智郡菊間町松尾1233番地先から 同町松尾1248番 1 地先まで	旧	5.5~14.4	0.177	
			新	10.1~27.6	0.159	

○愛媛県告示第 726 号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	越智郡伯方町大字有津字瀬ノ上甲1980番 1 地先から 同字甲1970番 2 地先まで	平成14年 3月29日

〃	〃	越智郡伯方町大字有津字瀬ノ上甲2004番 5 地先から 同字甲2007番 1 地先まで	〃
県 道	伯方島環状線	越智郡伯方町大字北浦字竹田甲340番 1 地先から 同字甲341番 4 地先まで	〃
〃	玉川菊間線	越智郡菊間町松尾1233番地先から 同町松尾1248番 1 地先まで	〃

○愛媛県告示第 727 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串中山線	伊予郡中山町大字中山戊599番 3	平成14年 3月29日

○愛媛県告示第 728 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬中央4342番から 同町大瀬中央4347番まで	旧	メートル 7.5 ~ 8.5	キロメートル 0.038	
			新	9.5 ~ 10.3	0.038	

○愛媛県告示第 729 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬中央4342番から 同町大瀬中央4347番まで	平成14年 3月29日

○愛媛県告示第 730 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
松局伊土検（開）第39号 平成14年 3月12日	伊予郡砥部町原町118番 4	松山市西石井六丁目 1 番39号 山 本 剛 司

西局建（開）第27号 平成14年 3月15日	西条市禎瑞字八幡式番1495番 2、1496番 2、1501番 2 及び1502番 2	西条市禎瑞1488番地の 1 安 藤 時 雄
西局建（開）第28号 平成14年 3月18日	西条市朔日市秋吉627番11	西条市新田283番地の 1 高 橋 和 良

○愛媛県告示第 731 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業川内町公共下水道（川内町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成 8 年 1 月 9 日から平成20年 3 月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県温泉郡川内町大字吉久地内

(2) 使用の部分

愛媛県温泉郡川内町大字吉久地先から大字吉久までの区域内

○愛媛県告示第 732 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、広見都市計画公園事業 5・5・1 号鬼北総合公園（宇和島地区広域事務組合施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成元年 7 月14日から平成16年 3 月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

北宇和郡広見町大字永野市地内

(2) 使用の部分

北宇和郡広見町大字永野市地内

○愛媛県告示第 733 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予郡松前町大字筒井字中須賀 384 番及び 384 番地先水路

2 申請人の住所氏名

松山市久万ノ台乙 251 番地13

新日本ハウス株式会社

代表取締役 上甲 修三

3 図面省略

○愛媛県告示第 734 号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176 号）第67条第 1 項の規定によりその免許を取り消す。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	免許番号	免許年月日
愛苑都市開発株式会社	大 西 ゆかり	愛媛県知事 ⁽⁴⁾ 第3613号	平成10年10月27日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年 3月18日	特定非営利活動法人 愛ネット	井 下 智 子	新居浜市横水町14番13号	この法人は、乳幼児から高齢者に至る全ての生活者に対して、それぞれが持てる力を出し合い、いきいきと活気溢れる安心して暮らせるまちづくり、人づくりをする際の支援として、教育、福祉、環境、経済、芸術文化、スポーツ等の活動をとおし、生活環境づくりに関する意識啓蒙や提言、各関係機関との連携を密にし地域社会が抱える様々な問題を緩和するための相談事業等を実施し、心豊かな社会環境づくりに寄与することを目的とする。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県立図書館管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月29日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

愛媛県立図書館管理規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第1条 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「とともに館長が」を「とともに、館長が」に改め、同項第2号中「又は中学校」を「、中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「又は中学校」を「、中学校又は中等教育学校の前期課程」に改め、「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

別表第2 1の表中「中学校」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加える。

別表第2 2の表中「(中学校)の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加え、「及び中学校」を「並びに中学校及び中等教育学校の前期課程」に改める。

(愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

別表第2 1の表中「中学校」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加える。

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

第4条 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

別表中「第14条」を「第13条」に改める。

別表1の表中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加え、「の生徒及び」を「及び中等教育学校の前期課程の生徒並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月29日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

愛媛県生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則

愛媛県生涯学習センター管理規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「午後10時」を「午後5時」に改め、同条第2項中「センターの施設のうち、相談室、図書室及び県民メモリアルホールの使用時間」を「別表第1に掲げる施設並びに別表第2に掲げる附属設備及び備品」に、「午後5時までとする」を「午後10時まで使用することができる」に改め、同条第3項中「前2項に規定する開館時間」を「第1項の開館時間及び前項の使用時間」に改める。

別表第1及び別表第2中「第12条」を「第5条、第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県立学校管理規則及び愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月29日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校管理規則及び愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県立学校管理規則の一部改正)

第1条 愛媛県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「助産婦」を「助産師」に改める。

(愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表第8表中「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年 3月 1日から適用する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第3号

愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第25条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、平成14年 4月 1日から施行する。

平成14年 3月29日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

試験等の名称	開示する内容	口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
愛媛県公立学校教員採用選考試験	筆記試験の項目別得点(一般教養及び教職専門科目にあっては、それぞれの得点)	合格発表の日から1週間	教育委員会事務局指導部義務教育課又は高校教育課

)、面接試験の得点、学業成績等の得点及び総合得点並びに総合ランク		
愛媛県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用選考試験	筆記試験、作文試験及び面接試験の得点並びに総合得点	合格発表の日から1月間	教育委員会事務局指導部高校教育課
愛媛県立高等学校一般入学者選抜に係る学力検査	教科別得点及び合計得点	合格発表の日から1月間	出願先の県立高等学校
愛媛県立特殊学校高等部入学者選抜に係る学力検査	教科別得点及び合計得点	合格発表の日から1月間	出願先の県立特殊学校

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 160

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則

(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第1条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 6 - 159)の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人愛媛県農業開発公社」を「財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社」に改める。

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 0)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第4号中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

第5条の2第2項中「派遣条例」を「外国派遣条例第2条第1項の規定若しくは公益法人等派遣条例」に改める。

第18条中「又は通勤(」を「若しくは」に改め、「をいう。以下同じ。)」を削り、「派遣条例に定める」を「外国派遣条例第3条第1項に規定する」に改め、「業務上の負傷若しくは疾病又は」の下に「同法第2条第2項及び第3項に規定する」を、「含む。)」の下に「又は公益法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の在職する特定法人(公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 1)の一部を次のように改正する。

第11条の2中「又は通勤(」を「若しくは」に改め、「をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「)に定める」を「)第3条第1項に規定する」に改め、「業務上の負傷若しくは疾病又は」の下に「同法第2条第2項及び第3項に規定する」を、「疾病を含む。)」の下に「又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは同条例第12条第1号に規定する退職派遣者の在職する特定法人(同条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 43)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「勤務する者」の下に「、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第12条第1号に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)」を加える。

第8条の2第1号中「の規定の適用を受けた職員及び第17条第1号又は第2号に該当し、同条」を「及び第17条の規定の適用を受けた職員並びに公益法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 6 - 159。以下「公益法人等派遣規則」という。)第8条」に改める。

第21条第1項中「に定める」を「第3条第1項に規定する」に、「派遣職員」を「外国派遣職員」に改める。

第24条第2項第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「を受けた職員」の下に「又は公益法人等派遣規則第8条の規定の適用を受けた職員」を加える。

第26条第5項中「又は第43条」を「若しくは第43条又は公益法人等派遣規則第5条若しくは第8条第2項」に改める。

第31条第2号才及びカ中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、同号に次のように加える。

キ 公益法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)の派遣又は退職派遣者の特定法人(公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。以下同じ。)における在職

ク 公益法人等派遣職員の派遣先団体(公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。)の業務上の負傷若しくは疾病又は退職派遣者の在職する特定法人の業務上の負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しない場合
第31条第5号を次のように改める。

(5) 外国派遣職員

第31条第5号の2の次に次の1号を加える。

(5)の3 公益法人等派遣職員

第33条第7号中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、「業務」の下に「又は公益法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の在職する特定法人の業務」を加える。

第34条の2第2項中「又は第43条」を「若しくは第43条又は公益法人等派遣規則第5条若しくは第8条第2項」に改める。

第36条の2第1項及び第3項並びに第37条（見出しを含む。）中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改める。

別表第32休職等の期間の欄中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、同表備考第2項中「派遣職員」を「外国派遣職員並びに公益法人等派遣職員及び退職派遣者」に、「派遣先の業務」を「外国派遣職員の派遣先の業務並びに公益法人等派遣職員の派遣先団体及び退職派遣者の在職する特定法人の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）」に改める。

（教育職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第5条 教育職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-60）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

第2条第2項中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、「大学院修学休業をし」の下に「、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され」を加える。

（職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部改正）

第6条 職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-65）の一部を次のように改正する。

第17条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員のうち、条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該復帰又は採用の直前の住居（当該復帰又は採用の日以後に転居する場合において、特急列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特急列車等とその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰又は採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつ

たことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特急列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

（期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正）

第7条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-204）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「に定める」を「第3条第1項に規定する」に、「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員

第3条第2号に次のように加える。

カ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員のうち人事委員会の定める者

第3条第3号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 特定独立行政法人の職員（前号カに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定める者

第3条第3号に次のように加える。

カ 退職派遣者（公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。）（人事委員会が定めるものに限る。）

第5条の2及び第5条の4第1項中「及び派遣職員」を「、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

(1) 基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内。次号において同じ。）の期間において、次に掲げる者が職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

ア 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員

イ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける職員

ウ 教育長

エ 特別職に属する職員（非常勤である者を除く。）

オ 特定独立行政法人の職員のうち人事委員会の定める者

(2) 基準日以前3箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内において

それらの者として在職した期間

ア 一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員

イ 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員

ウ 特定独立行政法人の職員（前号オに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定める者

エ 公庫、公団等の職員

オ 他の地方公共団体の職員（人事委員会の定めるものに限る。）

カ 退職派遣者（人事委員会の定めるものに限る。）

第7条の2第2項中「前条第1項各号」を「前条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからカまで」に改める。

第8条第3号を次のように改める。

(3) 外国派遣職員

第8条に次の1号を加える。

(6) 公益法人等派遣職員

第12条第2項第5号中「又は通勤（）」を「若しくは」に改め、「をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、「業務上の負傷若しくは疾病又は」の下に「同法第2条第2項及び第3項に規定する」を、「含む。）」の下に「又は公益法人等派遣職員の派遣先団体（公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人（公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

第13条第1項中「同条」を「同項第1号」に、「以内）」を「以内。次号において同じ。）の期間」とあり、及び同項第2号中「基準日以前3箇月以内」に改める。

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第8条 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-368）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 条例第11条の3第2項の同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により職員として採用され、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものと

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前3年以内に、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定によ

り職員として採用され、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものと

第5条第3項第1号中「なつて特地公署又は」を「なつて特地公署若しくは」に改め、「移転した職員」の下に「又は前項第1号に規定する職員」を、「日」の下に「又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日」を加え、同項第3号中「前項」を「前項第2号」に改め、「なつた日」の下に「又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日」を加える。

（住居手当に関する規則の一部改正）

第9条 住居手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-459）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「同項第2号」を「同項第3号」に、「、当該適用」を「当該適用、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用」に改める。

第5条の3中「同項第2号」を「同項第3号」に改める。

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第10条 単身赴任手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-763）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第7号を第8号とし、同項第6号中「前各号」を「第2号から前号まで」に改め、「から」の下に「人事交流等により」を加え、「なり、これ」を「なつたこと又は復帰等」に改め、「適用」の下に「又は復帰等」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用されたこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

別記様式記入上の注意第8項中「職員」の下に「又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員」を加え、「適用」を「それぞれ「適用」又は「復帰」若しくは「採用」に改める。

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正

する規則の一部改正)

第11条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-946)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「勤務する者」の下に「、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第12条第1号に規定する退職派遣者」を加える。

(特例一時金に関する規則の一部改正)

第12条 特例一時金に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-955)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「に定める」を「第3条第1項に規定する」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第3条第1号に規定する派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員

第3条中「第4号」の下に「及び第7号」を加える。

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第13条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

第10条中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第12条第1項に規定する退職派遣者であつた者が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により職員として採用された場合」を加える。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第14条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改正する。

第10条中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第12条第1項に規定する退職派遣者であつた者が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により職員として採用された場合」を加える。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-957

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)の一部を次のように改正する。

第1条中「第64条の2」の下に「、第64条の4」を加える。

第21条第1項中「12,800円」を「13,300円」に改める。

第30条第1項中「15,000円」を「15,300円」に改める。

第34条の5中「第64条の2」を「第64条の4」に改め、同条を第34条の6とし、第34条の4の次に次の1条を加える。
(特殊自動車運転作業手当)

第34条の5 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場及び林業技術センターをいう。

2 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める特殊自動車」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する大型特殊自動車をいう。

3 条例第64条の3に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

様式第1号備考5に次の1号を加える。

(17) 特殊自動車運転作業手当

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12-45

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-33)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業計画書)

第1条の2 条例第3条第3号に規定する育児休業計画書の様式は、育児休業計画書(様式第1号)とする。

第2条中「様式第1号」を「様式第2号」に改める。

第4条第1項第4号中「第5条に規定する」を「第5条第1号に掲げる」に、同条第2項中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第4条の2中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に改め、同条第1号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」を「育児休業法」に改め、同条を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

(任期付職員の採用及び任期の更新)

第4条の2 任命権者は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により職員を採用しようとする場合は、職員となる者に、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出させるものとする。

2 任命権者は、条例第5条の2の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるも

のとする。

第5条第1項中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号を様式第3号とし、様式第1号中「第2条」の下に「、様式第1号」を加え、同様式注4中「1歳」を「3歳」に、「日等」を「日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等」に改め、同様式を様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号(第1条の2関係) 育児休業計画書

育 児 休 業 計 画 書		
任 命 権 者 殿		年 月 日
		所 属 提出者 職 名 氏 名 ㊟
請求に係る子	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
請求者の育児 休業計画	育 児 休 業 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の育児休業 請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
配偶者の養育 計画	配偶者の氏名	
	養育予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	子を養育するために 利用する制度等	育児休業 育児休業以外の休業・休暇 その他()
備 考		

- 注 1 育児休業計画書は、育児休業承認請求書(様式第2号)と同時に(記載事項に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく)提出すること。
- 2 記載事項に変更が生じた場合にあっては、変更する箇所のみ記入すること。
- 3 子の出産前に提出する場合にあっては、請求に係る子の欄は、当該子の出産後速やかに記入すること。
- 4 育児休業請求期間の欄は、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 5 養育予定期間の欄は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間(3月以上の期間に限る。)を記入すること。
- 6 のある欄は、該当のものに✓印を付けること。

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 1)の一部を次のように改正する。

第1条の3第2項の表期間の欄中「90日」を「180日」に、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「90日」を「180日」に改め、同条第5項第3号中「90日」を「180日」に、「720時間」を「1440時間」に改め、同項第4号中「90日」を「180日」に、「720時間」を「1440時間」に改める。

第4条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「より採用された職員」の下に「(以下「再任用職員」という。) 又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

第4条の3を第4条の5とし、第4条の2中「前条」を「前2条」に改め、同条を第4条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

第4条の4 年の中途において1週間当たりの勤務日又は勤務時間の変更があつた場合における再任用職員の条例第8条の2並びに第1条の3第1項の表⁽¹²⁾の項及び⁽²⁰⁾の項に規定する有給休暇の日数、同条第2項の表に規定する無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 年の中途において任期が満了することにより退職することとなる職員のその年における年次休暇は、条例第5条第1項の日数に、在職する期間の月数(1箇月に満たない月は、切り上げる。) を12で除した数を乗じた日数(その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数) とする。ただし、年次休暇の日数に端数を生じた場合は、その端数は、四捨五入とする。

2 前項における年次休暇の日数計算は、次の算式による。

$$\frac{20日 \left(\begin{array}{l} \text{再任用短時間勤務職員にあつて} \\ \text{は、第1条の4に規定する日数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{在職する期} \\ \text{間の月数} \end{array} \right)}{12} = \text{中途退職者の年} \\ \text{次休暇の日数}$$

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、同項の規定にかかわらず、人事委員会が定める日数とする。

第12条の2第1項中「ものは、同項の請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 請求に係る子と同居する者であること。

第12条の2第2項を削る。

第12条の4第1項第2号中「より」の下に「当該請求をした」を加え、同項第3号中「職員」を「当該請求をした

職員」に改め、同項第4号中「深夜において、当該請求に係る子を常態として」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「がいる」を「に該当する」に改める。

第12条の5中「前2条」の下に「(前条第1項第4号を除く。) 」を、「より」及び「要介護者と」の下に「当該請求をした」を加え、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、「第1項」とあるのは「第2項において準用する同条第1項」と」を削る。

第12条の6第1項中「ものは、同項の請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 請求に係る子と同居する者であること。

第12条の6第2項を削る。

第12条の8第1項第2号中「より」の下に「当該請求をした」を加え、同項第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号中「に係る子を常態として」を「をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「がいる」を「に該当する」に改める。

第12条の9中「前条第2項各号」を「前条第1項第4号及び第2項各号」に改め、「より」及び「要介護者と」の下に「当該請求をした」を加え、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、「第1項」とあるのは「第2項において準用する同条第1項」と」を削り、「次の」の下に「各号」を加え、「前項」を「前項第1号から第3号まで」に改める。

第12条の10第1項を削り、同条第2項中「同項の請求に係る期間が、時間外勤務制限開始日から起算して1年である場合にあつては360時間と、1年に満たない期間である場合にあつては30時間に当該請求に係る月数を乗じて得た時間」を「1月について24時間、1年について150時間」に改め、同項を同条とする。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第3条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 4)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項の表期間の欄中「90日」を「180日」に、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「90日」を「180日」に改め、同条第5項第3号中「90日」を「180日」に、「720時間」を「1440時間」に改め、同項第4号中「90日」を「180日」に、「720時間」を「1440時間」に改める。

第3条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「この項において」を削り、「いう。」の下に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。) 」を、「に再任用職員」の下

に「又は任期付職員」を加え、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 年の中途において任期が満了することにより退職することとなる職員のその年における年次休暇の日数は、条例第6条第1項の日数に在職する期間の月数(1箇月に満たない月は、切り上げる。)を12で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 年の中途において1週間当たりの勤務日又は勤務時間の変更があつた場合における再任用職員の条例第9条の2並びに第2条の3第1項の表⁽¹¹⁾の項及び⁽¹⁹⁾の項に規定する有給休暇の日数、同条第2項の表に規定する無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、同項の規定にかかわらず、人事委員会が定める日数とする。

第12条の2第1項中「ものは、同項の請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 請求に係る子と同居する者であること。

第12条の2第2項を削る。

第12条の4第1項第2号中「より」の下に「当該請求をした」を加え、同項第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号中「深夜において、当該請求に係る子を常態として」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「がいる」を「に該当する」に改める。

第12条の5中「前2条」の下に「(前条第1項第4号を除く。)」を、「より」及び「要介護者と」の下に「当該請求をした」を加え、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、「第1項」とあるのは「第2項において準用する同条第1項」と」を削る。

第12条の6第1項中「ものは、同項の請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 請求に係る子と同居する者であること。

第12条の6第2項を削る。

第12条の8第1項第2号中「より」の下に「当該請求をした」を加え、同項第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号中「に係る子を常態として」を

「をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「がいる」を「に該当する」に改める。

第12条の9中「前条第2項各号」を「前条第1項第4号及び第2項各号」に改め、「より」及び「要介護者と」の下に「当該請求をした」を加え、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、「第1項」とあるのは「第2項において準用する同条第1項」と」を削り、「次の」の下に「各号」を加え、「前項」を「前項第1号から第3号まで」に改める。

第12条の10第1項を削り、同条第2項中「同項の請求に係る期間が、時間外勤務制限開始日から起算して1年である場合にあつては360時間と、1年に満たない期間である場合にあつては30時間に当該請求に係る月数を乗じて得た時間」を「1月について24時間、1年について150時間」に改め、同項を同条とする。

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 204)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に改める。

第8条第4号中「第5条の2第2項」を「第5条の3第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 平成14年1月1日から同年3月31日までの間に無給休暇を与えられたことのある職員(この規則の施行の際現に無給休暇を与えられている職員を除く。)に対する第2条の規定による改正後の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(以下「改正後の職員休日等規則」という。)第6条第3項本文の規定の適用については、当該与えられた無給休暇は、既に与えられた無給休暇に該当しないものとみなす。

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の第2条の規定による改正前の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則第1条の3第4項の規定による無給休暇の期間の延長は、この規則の施行の際現に職員が当該無給休暇を与えられている場合に限り、改正後の職員休日等規則第1条の3第4項の規定による無給休暇の期間の延長に該当しないものとみなす。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 平成14年1月1日から同年3月31日までの間に無給休暇を与えられたことのある職員(この規則の施行の際現に無給休暇を与えられている職員を除く。)に対する第3条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(以下「改正後の教育職員休日等規則」と

いう。)第6条第3項本文の規定の適用については、当該与えられた無給休暇は、既に与えられた無給休暇に該当しないものとみなす。

5 施行日前の第3条の規定による改正前の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第2条の3第4項の規定による無給休暇の期間の延長は、この規則の施行の際現に職員が当該無給休暇を与えられている場合に限り、改正後の教育職員休日等規則第2条の3第4項の規定による無給休暇の期間の延長に該当しないものとみなす。

○愛媛県人事委員会規則13 - 135

公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則

公務災害補償の審査の申立てに関する規則(愛媛県人事委員会規則13 3)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第45条第2項及び公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」に、「校医公災法」を「法」に、「第8条第1項」を「第5条第1項」に、「基き、」を「基づき、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の」に、「その他」を「その他」に、「申立て」を「請求」に改める。

第2条中「申立て」を「請求」に、「申立人」を「請求人」に改める。

第3条の見出し中「申立て」を「請求」に改め、同条第1項中「、その他」を「その他」に改め、「第45条第2項又は校医公災法第8条第1項」を「第5条第1項」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第2項中「審査申立書」を「審査請求書」に、「次の各号」を「、次」に、「申立人」を「請求人」に、「共に」を「ともに」に改め、同項第1号中「職員(地方公共団体の設置する学校の非常勤の学校医を含む。以下同じ。)」を「学校医等」に改め、「並びに所属地方公共団体を削り、同項第2号中「申立人」を「請求人」に、「職員」を「学校医等」に改め、同項第4号及び第6号中「申立て」を「請求」に改め、同条第3項中「審査申立書」を「審査請求書」に、「申立人」を「請求人」に、「つど」を「都度」に、「速に」を「速やかに」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第4条の見出し中「審査申立書」を「審査請求書」に改め、同条第1項中「審査申立書」を「審査請求書」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第2項中「審査申立書」を「審査請求書」に、「申立人」を「請求人」に、「但し」を「ただし、」に改め、同条第3項中「申立人」を「請求人」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第4項中「申立て」を「

請求」に、「申立人」を「請求人」に改める。

第5条中「申立人」を「請求人」に改める。

第6条の見出しを「(請求の取下げ)」に改め、同条中「申立人」を「請求人」に、「何時でも申立て」を「いつでも請求」に、「取下げる」を「取り下げる」に改める。

第7条の見出し中「打切」を「打切り」に改め、同条中「申立人」を「請求人」に、「審査を打切る」を「審査を打ち切る」に改める。

第8条中「速に」を「速やかに」に、「申立人」を「請求人」に改める。

附 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものに係る審査の請求について適用し、その他の補償に係る審査の請求については、なお従前の例による。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第25条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容		
職員採用候補者(初級)試験	総合得点及び総合順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る。)	第1次試験及び第2次試験のそれぞれの合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
職員採用候補者(上級)試験	総合得点及び総合順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る。)	第1次試験及び第2次試験のそれぞれの合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
少年補導職員採用候補者試験	総合得点及び総合順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る。)	第1次試験及び第2次試験のそれぞれの合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
職員採用候補者(資格免許職)試験	総合得点及び総合順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る。)	第1次試験及び第2次試験のそれぞれの合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
警察官(高校卒程度)採用候補者試験	愛媛県警察官を志望した者に係る試験の総合得点及び総合順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る。)	第1次試験及び第2次試験のそれぞれの合格発表の日から1月間	人事委員会事務局
警察官(大学卒)採用候補者試験	愛媛県警察官を志望した者に係る試験の総合得点及び総合順位(第1次試験につ	第1次試験及び第2次試験のそれぞれの合格発表の日から1月間	人事委員会事務局

いては、不合格者に
係るものに限る。)

○愛媛県人事委員会告示第2号

へき地等学校の指定（平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

1(1)の表越智郡の項学校名の欄中「関前村立大下小学校」を削り、同表上浮穴郡の項中「美川村立二箇小学校 3級」を削り、同項同欄中「美川村立黒藤川小学校」を削り、「美川村立美川南小学校」を「美川村立美川小学校」に改め、同表北宇和郡の項中「日吉村立富母里小学校 3級」を削る。

1(2)の表温泉郡の項学校名の欄中「中島町立睦月中学校」を「中島町立中島中学校睦月分校」に改める。

2(1)の表上浮穴郡の項学校名の欄中「美川村立美川西小学校」を削る。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永野 英 詞

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「職員の配偶者で当該子の親であるものが」に、「該当するものがない」を「該当しない場合における当該」に改め、「深夜」の下に「（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 請求に係る子と同居する者であること。

第5条の2第2項中「常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「職員の配偶者で当該子の親であるものが」に、「該当するものがない」を「該当しない場合における当該」に、「別に定める日から起算して1年を経過する日までの間において360時間（職員が、勤務の制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあつては、当該別に定める日から起算して当該請求に係る期間を経過する日までの間において30時間に当該請求に係る月数を乗じて得た時間）」を「1月について24時間、1年について150時間」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 請求に係る子と同居する者であること。

第5条の2第3項中「前2項の」を「前2項（第1項各号及び前項各号を除く。）の」に、「前2項中「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「当該子の」とあるのは「当該要介護者の」を「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。））」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「をいう。以下同じ。」とあるのは「をいう。」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」に改める。

第13条の2第1項中「1歳」を「3歳」に改める。

附 則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

公益法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理規程を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永野 英 詞

公益法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理規程

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣される企業職員に支給する給与に関しては、同条例第4条に規定する派遣職員の例による。

附 則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永野 英 詞

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（管理職手当の特例）

4 第5条の規定により管理職手当を支給される職員（給料月額100分の20以上の管理職手当を支給される職員に限る。）の管理職手当の月額は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額、同条の規定による額とする。

附 則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

雑 報

○公 告

環境影響評価書について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第21条の規定により、次の対象事業について環境影響評価書を作成したので、同条例第23条の規定により、次のとおり公告します。

平成14年3月29日

住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 福 島 孝 一

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 事業者の名称 住友金属鉱山株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 福島孝一
 - (3) 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋五丁目11番3号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 住友金属鉱山株式会社東予工場硫酸設備増強計画
 - (2) 種類 製造業に係る工場の規模の変更の事業
 - (3) 規模 排出水量 246,100m³/日増加
- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県西条市船屋字新地乙 145 番地 1
- 4 関係地域の範囲
愛媛県西条市及び新居浜市
- 5 環境影響評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 愛媛県庁、新居浜市役所及び西条市役所
 - (2) 縦覧期間 平成14年3月29日から4月28日まで
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで

○愛媛海区漁業調整委員会指示第55号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成14年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

- 1 指示の内容
 - (1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。
 - (2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。
- 2 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成14年4月1日から平成16年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第56号

愛媛県宇和海におけるかご漁業(つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。)について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成14年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

(操業の制限)

1 当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

(承認対象漁船)

2 承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

(操業区域)

3 操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

(承認の備え付け等の義務)

4 承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(指示の有効期間)

5 この指示の有効期間は、平成14年4月1日から平成16年3月31日までとする。